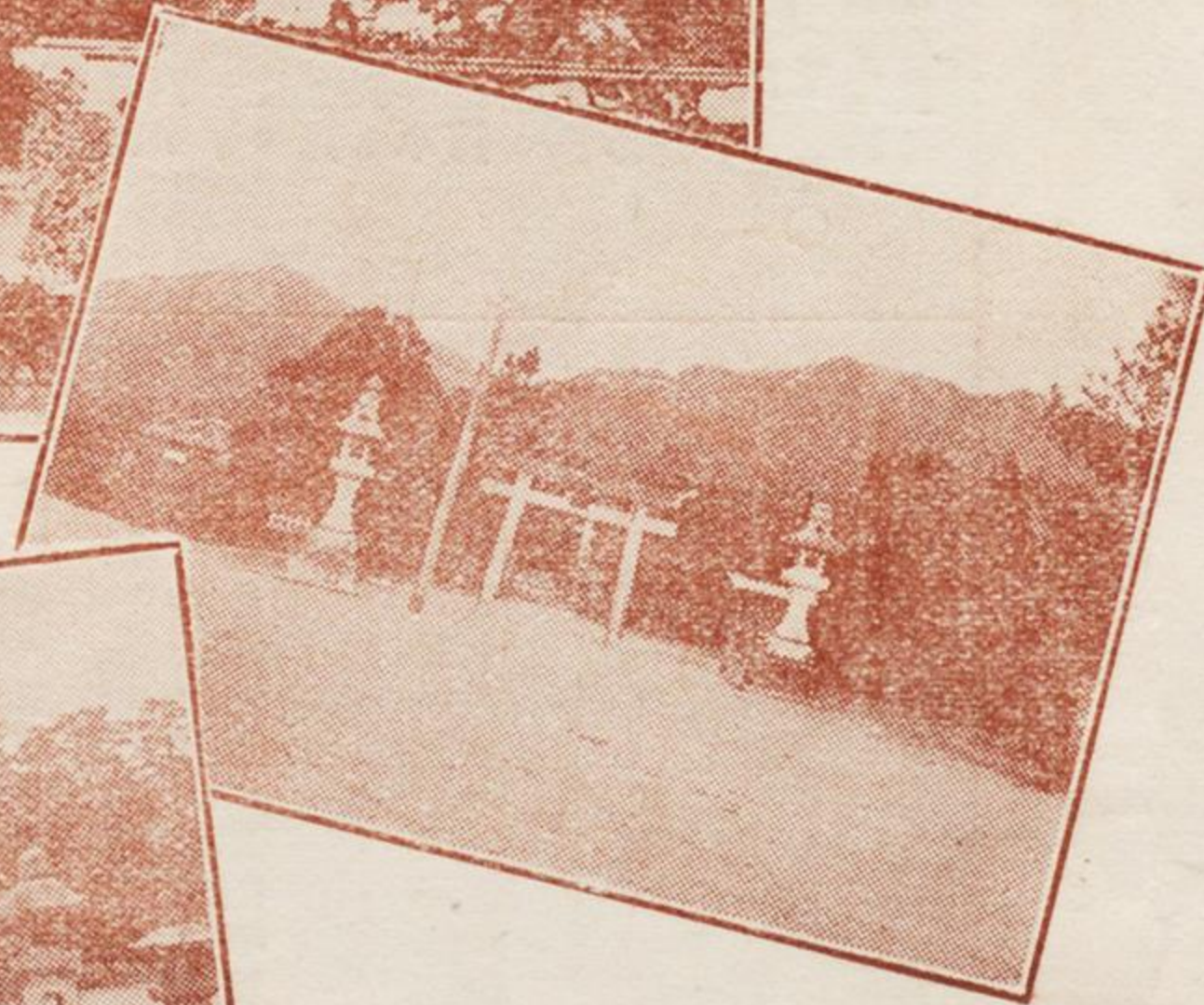


報月萩

號二十三第



號月一十年五和昭

行發町萩縣口山

昭和五年十一月十三日印刷納本
昭和五年五月六日第三種郵便物認可
昭和五年十一月十五日發行
(每月一回十五日發行)

第三十二號

[illegible]

育勅語
 事提唱
 般行政
 會宮廷錄事
 辭令役場提出武郡町村長集會
 第拾回萩町會
 任及辭令區集
 縣
 法規各種委員就職
 十月申發令の主要法規
 國の法規
 縣
 何に觀る令旨奉戴十周年紀念
 並青年團令旨奉戴十周年紀念
 記關山市に於ける御親臨參加者決定
 市町村學務主任集會開
 催記運動會の勅語頒布實施四十周年紀念
 學校教育勸進會の勅語頒布實施四十周年紀念
 學倫教育勸進會の勅語頒布實施四十周年紀念
 明倫教育勸進會の勅語頒布實施四十周年紀念
 生活青年訓練所生徒の行軍
 兩傘寄贈
 明倫學校運動會
 選拔家庭訪問
 園覽狀第二回運動會
 清水谷本縣學務部
 長來萩栗屋前文部次官來萩
 鮮滿旅行記
 商業登記船舶登錄
 昭和五年夏秋蠶統計
 一回豫想收穫高
 農產
 至自
 三六九
 九三三二一

財 軍 通 土 社 衛 人 雜

物配給改善指導協議會並講演會開催 ◆町立秋魚市場賣買取扱
 高◆十月中秋港輸出入貿易◆十月中の氣象◆十月中秋風向觀測
 高◆十月中秋港類別日數◆桑園の害虫驅除及蠶種の選擇に對す
 る戒律◆名物に甘いものなしと誰が言つた
 政 經 濟
 至 自 五三〇
 納稅獎勵金交付◆自轉車鑑札を無効となしたるもの◆昭和
 五年度九月分納稅成績
 事
 至 自 五三
 海軍大臣更迭◆軍隊宿營◆靖國神社祭典の際鐵道賃割引に
 就て◆昭和五年度航空機操縱生募集◆海軍志願兵募集
 信
 至 自 五六
 五七
 十月中秋郵便局行事◆秋郵便局昭和五年十月分事務取扱狀況
 本 交 通
 至 自 五七
 五八
 府縣道山口萩線の敷地買収を終る◆所屬未定地を町村の區
 域に編入◆上水道豫定源水細菌菌檢査の成績
 會 事 象
 至 自 五八
 六四
 伊藤公銅像除幕式◆伊藤公銅像建設に就て◆越ヶ濱第四區
 主婦會發會式◆長門峽並秋史蹟の活動寫眞映齋◆公人及私人
 寄贈圖書
 生
 至 自 六四
 六五
 昭和五年一月以降傳染病患者數◆昭和五年以降死亡者埋火
 葬別◆十月中町立堀内病院の狀況
 事
 至 自 六五
 七九
 萩町人口及世帯數◆萩町の人口動態◆九月中出生届出の者
 ◆九月中死亡届出の者◆十月中出入寄留者統計◆十月中出寄
 留及退去者◆十月中入寄留者及復歸者◆受刑者
 事
 至 自 七九
 八一
 昨年の今日◆十月中萩町日誌◆讀者の聲

伊藤公絶詠

萬里平原南滿洲。風光濶遠一天秋。
當年戰迹留餘憤。更使行人牽暗愁。

明治四十二年十月、公は外遊の途に上り秋風寒き滿洲の新戦場を此處彼處と訪れ、累々たる勇士の墓畔に忠魂を弔ひ數篇の詩を賦せらる、この詩は公の絶詠とされるものなり。

教育勅語



朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

時事提唱

過る十月三十日は日本國民の總てが今日まで遵守し來つた空前の大聖典とも謂ふべき、教育勅語の御煥發になりてより四十周年目に當る日でありましたから、萩町としても又國民教育の衝に膺る町立各學校としても此の記念日を強記し畏くも 明治大帝陛下の御聖德を偲び奉る爲め特別の行事を爲したのであります。惟ふに吾萩町に在りては明治維新の大業を翼賛し奉つた多くの先輩を有つて居り是等の先輩が爲し遂げられた偉蹟に就て視ると其の悉くが尊王愛國の精神に燃え自己の身命をも顧みず眞に君國の爲めに盡したる方ばかりであります。如此稽へ及ぶときに於て此の尊むべき先輩の血を受け繼ぎたる吾等萩町民たる者は殊更に此の大聖典に對し一層敬虔の念を強くして萬事につけ御聖旨に副ひ奉る様努めねばならぬと思ふのであります。一身の爲は國の爲萩町の爲は國の爲となる様精勵することが第一ではありますまいか。

昭和五年第二回の國勢調査は萩町内で百名近き調査員諸君の熱誠なる努力に依り又其の對象であつた町民の皆さんが俱に一つの心持ちになり力添へをして戴いた爲豫期以上良好の成績を以て其の事務を完了し得ましたことは何よりも慶賀に堪へないのであります此の尊ひ公共心の現れに對し茲に深甚の敬意を表する次第であります今回調査の結果は總數七千世帯總人口三萬二千九十三人であつて大正九年第一回調査の當時に比すれば著しく戸口數を増加して居るのであります其の後大正十四年臨時調査の際に於ては恰も萩驛以東の鐵道工事中であつた爲他地方より入込みたる者も少からずあり従つて人口數は三萬三千二百二十五人となつて居りましたが本年は是等の附景氣なかりし爲此の減數字を見たに過ぎず敢て悲觀する程ではなく今後大に地

物の利用厚生に心を注ぎ萩町を擧げて産業の進興に力を加ふるに於ては戸口數の充實歩合を高むると同時に萩町勢の實力をもより以上増大し得ることは強ち至難ではないと信するものであります

昭和四年中に於ける萩町の現勢を各部門別に統計したる萩町勢要覽を調製し曩に區長役場へ配付致しました此の要覽は只に數字の集計を掲げたのみでなく町勢中重要と認むる事項に付ては其の因て來れる原因を尋ね之を善處することに關し町當局者としての所見をも附け加へて置きましたから之をも熟讀精覽せられ就中良き現象あるものは益々之を助長せしむる様にし反對に不良に傾かむとするものに付ては之を善き方向に嚮はしむべく心掛けて頂くことを併せて冀ひ置く次第であります

庶般行政

◎宮廷錄事

◎皇后宮還御 皇后陛下は十月四日午前十時十分那須御用邸御出門同十時四十分黑磯驛御發車午後二時二十分原宿驛御著車同二時四十五分還御あらせられたり。

◎十月八日宮内省告示第三十三號を以て青山御所の名稱は自今之を廢せらるゝ旨公示せらる。

◎澄宮御移居 崇仁親王殿下は十月八日元青山東御所に御移居相成りたり自今同所を澄宮御殿と稱せらる。

◎十月十一日宮内省告示第三十四號を以て 天皇陛下海軍特別大演習御統裁並觀艦式御親閱の爲十月十八日御發輦同二十七日還幸右大演習後觀艦式迄の期間に於て海軍兵學校へ行幸あらせらるべき旨仰出されたり。

◎神嘗祭賢所の儀 十月十七日神嘗祭賢所の儀を行はせられたり。

◎御禮電 宣仁親王同妃両殿下ポーランド國に於て

厚遇を享けさせられ且つ大統領閣下より同親王殿下に白鷺大綬章を贈與せられたるに付十月九日天皇陛下より同大統領閣下へ御禮電御發送あらせられたり。

◎醍醐天皇千年式年祭 十月二十八日醍醐天皇千年式年祭の儀を行はせらる。

◎皇后宮行啓 皇后陛下は十月二十二日午前十一時十五分御出門大宮御所へ行啓あらせられたり。

◎御出港 天皇陛下は十月十八日午前九時十分宮城御發軔同九時二十分東京驛御發車同十時三十分横須賀驛御著車軍艦霧島に御乗艦正午横須賀軍港御出港對抗演習御統裁のため演習地に向はせられたり。

◎御假泊 天皇陛下は十月二十二日午後二時三十分神戸御入港軍艦羽黑に御移乗同四時十五分神戸御出港御航海播磨灘西方海面に御假泊あらせられたり。

◎御入港並御安著 天皇陛下は十月二十三日午前六時御假泊地御發港正午來島海峡御通過午後三時江田内御入港同三時三十五分海軍兵學校行在所に御

安著あらせられたり。

◎御歸艦並御假泊 天皇陛下は十月二十四日午后四時海軍兵學校行在所御發車軍艦羽黑に御歸艦同四時四十分江田内御出港御航海安藝灘に御假泊あらせられたり。

◎御入港並御假泊 天皇陛下には十月二十五日午前五時三十分御假泊地安藝灘海面御發航同七時十分來島海峡御通過午後三時神戸御入港軍艦霧島に御移乗同港内に御假泊あらせられたり。

◎觀艦式御親閱 天皇陛下は十月二十六日午前九時三十分神戸御出港神戸沖に於て海軍特別大演習觀艦式御親閱終て海軍々令部長をして大演習に關し講評せしめられ勅語を賜ひ次で大演習關與の海軍士官其の他に賜饌あり午後二時三十分神戸港御發航あらせられたり。

◎還幸 天皇陛下は十月二十七日午後一時三十分横須賀軍港御入港同二時三十分横須賀驛御發車同三時四十五分東京驛御著車同三時五十五分還幸あらせられたり。

◎阿武郡町村長集會

十月十三日午前十時四十分より當町衙に於て阿武郡町村長集會を開催。左記事項を附議し午后零時三十分散會したり。

- 一、山口縣町村長集會を來る十二月六日長門線開通式の前日萩町に於て開催するの件
- 一、國有林野下戻三十周年記念式費及山口縣山林會費に對し寄附を爲すの件
- 一、穀物検査收入證紙受拂簿様式改正方建議の件
- 一、都市計劃特別稅並縣稅地租附加稅輕減の件
- 一、所得稅及營業收益稅調查委員選舉法中改正方建議の件
- 一、不動産登録稅の標準率低下方建議の件
- 一、軍人後援會の寄附延期の件
- 一、前山根嘉年村長へ記念品贈呈の件
- 一、十一月下旬阿武郡町村長集會を大井村に開催するの件

◎第拾回萩町會

十月八日午后二時より第拾回萩町會を開會。出席議員二十五名。左記事項を附議し養殖牡蠣介採取に關する件を保留と爲す外何れも原案の通り可決確定し午后四時閉會したり。

- 一、土木費寄附金繼續年期及支出方法中更正の件
- 一、豫算外義務負擔を爲すの件中更正の件
- 一、町有地を道路地域に編入の件
- 一、萩町有給吏員旅費條例中改正の件
- 一、町有土地貸付の件
- 一、昭和五年度萩町特別稅戶數割賦課率變更の件
- 一、養殖牡蠣介採取に關する件
- 一、萩町立魚市場委員決定の件
- 一、萩町善行者表彰審議委員決定の件
- 一、萩町産業調査委員決定の件

◎萩町區長集會

十月二十三日午前九時三十分より町公會堂に於て本年第二回區長集會を開催。別記町役場提出事項十二件、區長役場提出事項十五件を附議し午后四時過ぎ

閉會せり。

◎町役場提出事項

- 一、區長行政區劃決定に關する件
- 二、自治懇談會開催に關する件
- 三、區長事務引繼期日申報に關する件
- 四、家宅の地番表示に關する件
- 五、教育勅語頒發四十周年記念式舉行に關する件
- 六、青年團令旨奉戴十周年記念式舉行に關する件
- 七、不就學兒童調査に關する件
- 八、昭和五年度特別稅戶數割賦課額變更に關する件
- 九、縣稅家屋稅賦課に關する件
- 一〇、編網事業に關する件
- 一一、鐵道開通式舉行に關する件
- 一二、寄留屆勵行に關する件

◎區長役場提出事項

土原第二區提出

- 一、軍隊及軍艦の來萩に際し國旗掲揚方の件

- 二、諸稅の徵收令書配布に付留意の件 平安古町第一區提出
- 三、行政區改定の件 上五間町區提出

- 四、定時集會の際區長代理者召集の件
- 五、納期經過後に於ける督勵方の件
- 六、家屋稅の納期を貳期に改定の件
- 七、縣稅營業者中重複課稅の件 下五間町區提出
- 八、萩月報に諸物價工賃等掲載の件
- 九、特別戶數割賦課標準の件
- 一〇、特別戶數割賦課標準申告書取扱方の件
- 一一、營業收益稅賦課額査定の件
- 一二、街路並に側溝の効力保持の件 無田ヶ原區提出
- 一三、戶口調査簿用紙改正の件
- 一四、戶口調査時期一定の件 小畑浦第一區提出
- 一五、漁業取締勵行方の件

◎叙任及辭令

叙正六位

從六位 河野光三

九州帝國大學助教授 中村新

勅任官を以て待遇せらる
依願免本官

陸軍歩兵大佐從五位勳三等 野中直一
叙正五位

退職判事從七位 石井精一
任台灣總督府法院判官

陸軍歩兵少尉正八位 市川正
陸軍歩兵少尉正八位 松田武

任陸軍歩兵中尉 陸軍砲兵少尉正八位 栗屋武

任陸軍砲兵中尉 臨時產業合理局事務官 木戸幸一
正四位勳四等侯爵

任內大臣秘書官長兼宮內省參事官 台灣總督府法院判官 石井精一
補台北地方法院會議部判官兼台北地方法院單獨部判

官

正七位勳六等 生駒林一

同 內藤千里

同 卜部豐

同 椿武忠

叙從六位(以上萩町出身者)

山口縣書記官 清水谷徹

地方事務官 原田知壯

陸叙高等官四等

鐵道局技師 武井明通

仙台鐵道局連轉課長を命ず

鐵道局副參事 柳生六郎

門司鐵道局下關運輸事務所長を命ず

陸軍少將正五位勳三等功五級 長岡正雄

叙從四位(以上萩町關係者)

◎萩町辭令

萩町雇能美美都代
依願解職

依願免本職

萩町書記 阿武 正勝

●各種委員就職

萩町各種委員中曩に岩崎喜一、河口常一兩氏逝去に伴ひ其の補缺として左記の通り十月八日夫々就任せり

○萩町立魚市場委員

山本 勉 彌

○萩町善行者表彰審議委員

兒玉 正 亮
吉松 毅 章

○萩町産業調査委員

馬 來 新 一

□十月中發令の主要法規□

●國 の 法 規

○十月四日大藏省令第十五號を以て大正二年大藏省令第二十五號中（租税に關する委員、其の選舉會立會人又は選舉立會人及び織物鑑定人の手當旅費

支給方並織物消費税法第九條第五項に依り異議申立人の負擔すべき費用の件）改正の件公布
○十月十一日逓信省令第四十號を以て速達郵便規則中改正の件公布

○十月十四日海軍省令第九號を以て海軍豫備員令施行細則中改正及び同省令第十號を以て海軍豫備練習生規則中改正の件公布

○十月十六日逓信省令第四十一號を以て船舶職業紹介法施行規則中改正の件公布

○十月二十二日内務省令第三十號を以て明治三十三年四月内務省令第十七號有害性著色料取締規則中改正の件公布

○十月二十一日農林省令第七號を以て狩獵法施行規則中改正の件公布（左掲）

第四條第一號中「及クリ拔銃身の空氣銃」を「クリ拔銃身の空氣銃及び引拔銃身の空氣銃（銃身に引拔管を使用したるもの）」に改む

本令は昭和五年十一月十五日より之を施行す

○十月二十一日逓信省令第四十二號を以て明治神宮鎮座十年記念として郵便切手を發行し昭和五年十

一月一日より之を賣捌く旨を公布

○十月二十一日逓信省告示第二千四百四十九號を以て明治神宮鎮座十年記念の爲め特殊通信日附印を使用するの件公布

●縣 の 法 規

○十月七日山口縣令第五十二號を以て明治卅七年十二月山口縣令第百號共進會開設規程改正の件公布
○十月十日山口縣令第五十三號を以て大正十五年七月山口縣令第八十八號小學校令施行細則中改正の件公布

●萩町告示の主なるもの

一、町會召集の件
一、所得税調査委員及候補者當選者の件
一、屑繭製糸講習會の件

學 事

●教育勅語の御精神を拜察し奉りて

文部大臣 田 中 隆 三

(一)

教育に關する 勅語は畏くも 明治天皇が國民の教育に深く御軫念あらせられ國民道德の準繩として御示しになったものであります。勅語の御下賜に依つて我が國民の遵守すべき道德の方針は茲に一定致しました。

而して教育の大本が一に 勅語の御趣意を奉體するに在ることは教育に關する法規制度等に照らしても明らかであります。今回 勅語渙發四十周年を記念するに當り我等は更に深く 勅語の御訓に就いて反省し、其の御精神を體認實行することに一層努力したいと考へます。

謹んで案するに 教育勅語は之を三段に分つて述義せられるのが普通で、文部省編纂の小學修身書に於ても左様になつて居ります。其の第一段に於ては教育の淵源たる我が國體の精華を御示しになり、第二

段に於ては我が國民の遵守すべき道德の大綱を御示しになり、第三段に於ては、勅語に示させられたる道は、皇祖皇宗の御遺訓たると共に古今東西に通ずる天地の大道なることを御示しになつたものと拜察せられます。勅語の御精神を體認實行するためには先づ以上の各段に於ける御趣意を徹底的に了解せねばなりません。

(一)

第一段に示されたる我が國體の精華に就いては、皇祖皇宗の御事と臣民の事との両面より御説き遊ばされたるやうに思はれます。先づ、皇室に關する御事としては、皇祖皇宗が廣大なる規模を以て我が國を肇められたといふことを仰せられてあります。蓋し御歴代の天皇は皆天壤無窮の神勅のまにまに、天祖の御遺業を繼紹遊ばされて、天地と共に長久に我が國を開き成されたといふ御趣意と拜察せられます。尙御歴代の天皇は、常に道德を本として國家を御統治遊ばされ、躬を以て範を臣民に垂れさせられ、其の德化が深く深く民心に浸み込んで居るといふことをも仰せられてあります。次に臣民に關する事と

しては「克ク忠ニ克ク孝ニ」と仰せられてあります。實に我が國民は常に、皇室を尊び奉りて、天皇に忠を致し、又父母を敬愛し、祖先を尊崇して父祖に孝を盡すことを念とし、一同心を合はせて世々忠孝に勵み、美しき風習を成し來つたのであります。要するに我が國は上に萬世一系の、天皇相繼ぎて君臨させ給ひ道德を本として永遠に我が國を御治めになつたといふこと、下に忠良なる臣民があつて、皇室に忠を致すと共に父祖に孝を盡すといふこと、我が國體の精華であつて、又これが教育の淵源となることを御諭し遊ばされたのであります。大正四年の御即位禮の勅語には「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と仰せられてあります。又昭和三年の御即位禮の勅語にも「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニスレ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スベキ所ナリ」と宣はせられたのであります。これ皆我が國體の根本を御示しになつたもので、教

育勅語第一段の御精神を重ねて御諭しになつたものと拜察致します。即ち全國が恰も一家一族の如く君臣の分義が永遠に明らかなると共に其の間に親子の如き情誼があるといふこと、而して皇室に於かせられては常に尊き神勅に本づき道德に依つて國を治め民を導かれ、臣民は親を仰ぎ慕ふが如き至情を以て皇室に奉仕するといふことが我が國體の精華であります。實に我が國體は萬國に比類無きものであります。すが同時に社會理想としての最も善美なる基礎を有するものであります。君民の關係が父子の如くあらんことは東洋の聖賢が久しく願望して居た所であります。國家の主權者が道德を以て統治せんことは西洋の哲人の夙に理想とせし所であります。而して我が國體は正しく是等の理想を實現したるものであつて、眞に萬邦無比にして善美を極めたるものと稱すべきであります。我等臣民たる者は深く思を此に致すべきことと考へます。

(二)

第二段に示されたる我が國民道德の大綱は實に各方面に亘り、道德全般の領域を盡くして居るものと拜

察致します。先づ始には父母兄弟夫婦等の家族生活に關して守るべき道を御示しになりました。申す迄もなく家は社會の單元であつて、家族生活の健全は即ち國民生活の土臺となるものであります。而して、勅語には子が父母に事ふる道として孝を、兄弟姉妹間の道として友を、夫婦間の道として和を御示しになつてあります。而して是等は皆家族相親しむ相助くるの精神に出づるものであつて、父母たる者が子女を慈むことは當然の理として此の中に含まれて居ることと考へます。家族生活の荒廢に對して各國の識者が齊しく憂慮しつゝあるの時に際して、我等は特に、勅語の辱きを痛感せざるを得ないのであります。朋友は骨肉に次いで親しき間柄であれば特に信義を以て交るべきものとして信を御擧げになつてあります。次に「恭儉己レヲ持シ」と仰せられ、人々身をつゝしみて禮儀節制を守り、放縱奢侈ならざるやう御諭しになりました。放縱奢侈は現今の世態に照らして我等の大いに誠めなければならぬ所であります。尙廣く他人に對する心得として「博愛衆ニ及ホシ」と

御諭しになつてあります。此の如く人々皆信義を守り、恭儉身を持し且博愛慈善の事に心掛けて此の世に處したならば、必ず社會の平和を全うし人類の生活を幸福ならしむることが出来ると思へます。

自己の修養に關する心得として、勅語には「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」と仰せられてあります。今の世に於て何事を爲すにも學理を應用することが必要でありますから、國民は皆學を修め業を習つて智能を啓發しなければなりません。それが相並んで一層大切な事は德器の成就であります。國民精神作興に關する、詔書に「智德ノ竝進ヲ努メ」と仰せられてゐるのは、此の事を重ねて御諭し遊ばされたこと、拜察致します。然るに現時世間の有様を見るに、動もすれば人々知識の修得に偏して人格品性の陶冶を疎かにするの傾向があります。同じ、詔書に「輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル」と仰せ出さるゝまでに、宸襟を惱まし奉りましたことは寔に恐懼に堪へません。而して此

の弊の今尙改まらざるものあることに就いては國民一同の深く戒慎しなければならぬ所であります。又國民たる者は其の智德を活用して國家社會の爲に盡くすべきでありますから、勅語に「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてあります。國民精神作興に關する、詔書に「一己ノ利害ニ偏セズシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられたのも同じ御趣意と拜察致します。

次に臣民の重要な心得として、勅語には國憲を重んじ國法に遵ふべきことを御諭しになつてあります。中にも大日本帝國憲法は、皇祖皇宗が貽し給へる統治の洪範に遵つて制定せられたる國の根本法則でありますから、皇室に關する大法たる皇室典範と共に之を尊重して永遠に護持するやう努めねばなりません。又憲法に於て國民に參政權を與へられたのは畏くも、明治天皇が臣民の翼賛に依つて國家の進運を扶持し給はんとした優渥なる、睿慮より出でたるものでありますから、參政權は權利たるを同時に重大なる義務であります。随つて帝國議會の議員を選擧す

ることは神聖なる行事として最も嚴正に之を行ふべきであります。然るに之に關して時々遺憾の事があるのは恐懼措く所を知らざる次第で、國民一同の猛省を要すること、思ひます。又萬一國家に大事の起つた場合には、一身を捧げて、皇室國家の爲に力を盡すことは臣民の最も大いなる務であります。「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」とは此の事を御諭しになつたものと拜察せられます。非常の時は勿論、平時と雖も私を忘れ公に奉じて君國に盡くすることは臣民たる者の道であります。

右に述べたる御訓を遵奉することは人としての正しき道を踐み行ふことであつて、又之を完うすることに依つて國家の興隆、社會の幸福を招來することが出来ます。而して我が國家社會をして永久に榮えしむることは即ち天祖の、神勅の御精神を奉體する所であつて、やがて天壤無窮の、皇運を扶翼し奉ること、なるのであります。斯くして、皇運を扶翼し奉ることは最大の忠でありますから、勅語の御趣意を奉體し是等の道をよく實行する者は、天皇に對し奉りて忠良の臣民であります。又是等の道をよく實

行する者は我等の祖先の遺風を顯彰するもので、祖先に對して孝順の子孫であります。即ち第一段に示させられたる如く「克ク忠ニ克ク孝ニ」といふことなるのであります。本來我が國に於ては忠を離れて孝なく、父祖に孝ならんと欲せば、天皇に忠ならざるを得ないのであります。忠孝は一致して岐れざる特色があります。尙、皇室と國家とは一體となつて離るべからざる關係がありますから、皇運を扶翼し奉ることは即ち國家を隆昌ならしむること、なるのであります。

(四)

勅語の第三段には先づ斯の道は、皇祖皇宗の御訓に本づくもので、御子孫竝びに我等臣民の永く之を遵奉すべきものであるといふことを御諭しになつてあります。これは一面に於て敬神崇祖の美風を御勸奨遊ばさるゝ御趣意とも拜察せらるゝのであります。次に斯の道は古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる天地の大道であつて、時間と空間とを超越する所の眞理なることを垂示せられてあります。斯の道が天地の大道であることは我等臣民たる者の十分に

考究し徹底的に了解すべき點であります。

進んで斯の道の天地の大道たる所以を説明しやうと思ひます。先づ家族道德に關して申しますなら、家族内に於ける親子兄弟夫婦間の正しき道を守るこゝふことは、前に述べたる通り社會生活の單元たる家族生活を完うする上に於て極めて大切なものである。古今東西何れの時何れの處に於ても子にして父母に孝であり兄弟姉妹互に友愛し夫婦間の和合することを非難するものはないのであります。儒教に於て是等の家族道德の歎美稱讃せられて居ることは茲に改めて言ふまでもありません。其の他佛教、基督教等に於ても父母に孝なること等は皆之を獎勵して居るのであります。朋友間の信義の如き、他人に對する博愛慈善の如き、これ亦古今東西の賢哲の等しく説く所であります。又自己の修養に努めて智徳を磨くこと、國會社會に對して本分を盡すこと等も苟も國家社會を形づくる所の人類生活に在つては何れも道德上重んぜられて居るのであります。斯く考へ來れば、勅語に示させられたる道は實に天地の大道であつて、古今東西を通貫して謬らず悖らざる

ものといふことは炳乎として明白であります。勿論其の道を實行する上の手段方法に關しては社會事情に依つて多少有様を異にすることはありませうが、道德の根本原理に屬する勅語の道に至つては決して變易することは無いものであります。而して我が國に在りては是等の道が忠孝を根幹として組織立てられ、しかも忠と孝とは一致するのであります。我が國民道德に此の如き特色を生じたのは實に我が優絶せる國体に本づき尙且、皇祖皇宗の御遺訓に依るからであります。勅語の終に於て、天皇が、皇祖皇宗の御遺訓を遵奉せられて斯の道を實踐躬行し給ひ臣民と同一の徳を御勵みにならうと御冀望遊ばされたることは、洵に畏き極みであります。

(五)

以上、勅語の御精神の存する所を拜察し奉りて反省熟慮すると共に我等臣民は何處までも此の御訓を服膺し實踐躬行に努めなければならぬと思ひます。勅語煥發の由來に就いては人々の熟知する所で茲に詳説することを要しませぬが、大體を述べると、我が國は明治維新以來知識を世界に求めんとして盛に

西洋の文物を輸入したが爲に明治廿年頃に至り新舊思想の對立混亂を來したのであります。斯る際に勅語が煥發せられましたので、囂々たりし群議は自ら熄滅して德教の方針は確立し、爾來今日に至るまでは、勅語の御趣旨に基づいて施されつゝあるのであります。これは未來永遠に亘つて決して渝るべき筈はありません。

然るに近來國民中に國體に反し國情に悖るが如き矯激偏倚なる思想を懷抱する者を生ずるに至りましたことは聖代の不祥事として極めて遺憾に存する次第であります。加之陋劣なる事態を描ける不健全なる文藝は漸く擡頭し享樂に耽溺する遊惰の風習も蔓延せんとする傾向があります。蓋し世界大戰亂以來歐洲諸國が政治經濟其の他の社會事業に變革を來したるが爲に國家社會に對して奇矯過激なる新説を唱道する者を出し、其の言説が我が國にも波及して一部の國民を誑惑したる結果であると思ひます。尙之を表裏して從來の道德風習に反抗し社會の風紀を紊さんとする傾向をも生ずるに至つたと考へます。此の事に就いては前に述べたる如く國民精神作興に關す

る、詔書に於て畏多き、大御言を拜したのであります。今上陛下に於かせられても、御踐祚後朝見の御儀に於て賜はりたる、勅語の中に「輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ」と宣はせられ、痛く、敬慮を勞し給ふやう拜察せられて恐懼の至に存するのであります。

繰返し述べたる如く、勅語は德教に關する最善最美の御訓でありまして更に一語の加ふべきことも減すべきこともないのであります。斯かる善美を盡くせる御訓の下に四十年來教育せられたる國民の中に、外來思想の誘惑があるとはいへ、多少たりとも國體國情と相容れざる如き思想を抱き淳風美俗を破壊するが如き行狀をなす者を生ずるに至つたのは何たる事でありませうか。畢竟するに國民が、勅語の御精神を奉體せんとする努力の猶足らざるものがあつた爲であると思ひます。

更によく考へてみまするに現代の矯激なる思想や不健全なる風儀は主として個人本位的の考が中心をなして居るやうに思はれます。其の黨類の中には一定

の目標を掲げて団体的行動をなすやうに見る者も
ありますが、畢竟自分の欲望を満足せしめようとか
自己の目的を達成せしめようとかの個人的立場より
發して居るもので、手段として團體を形づくるに過
ぎぬやうであります。大体に於て近代文化には個人
本位的の傾向があるやうに見えます。而して西洋の
學者にも人々自己の利益の爲に構成する社會に於て
は物質文明は十分の發達を遂げ得ても人心の内部を
益々冷却せしめ貧弱ならしめるから、將來は美しき
人情或は同情の心持を以て協同する社會に發達せし
めなければならぬと論ずる人があります。兎も角個
人本位的の考を中心とする社會或は團體に於ては人
々が永遠に平和なる生活を營むことは困難であると
思はれます。何となれば各人の目的、欲望は決して
同一なるを得ないからであります。我が國は古來國
を擧げて一大家族をなし、天皇を父とも仰ぎ家長と
も仰ぎ奉り、忠孝を道德の樞軸として發展したので
ありますから、國民にはそれぞれ立場の違はありま
しても美しき人情を以て協同一致し且健全にして平
和なる生活を遂げ得るのであります。故に、勅語に

示されたる各般の心得を服膺して之を行動に現し、
全國を一家一族とするの精神を一層發揚して各自の
従事する業務に當るならば、現時の如き思想上の問
題は起らざるべき筈であります。かの勞資の關係の
如きも雙方に、勅語の御精神がよく徹底して居るな
らば、其の争は初より起らず、從令起つたにしても
容易に融和し得ると考へます。況して我が國の社會
に存する淳風美俗は益々之を宣揚するの心掛が生ず
べきであります。御踐祚後朝見の御儀に於て賜はり
たる、勅語に「宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體
共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ
蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ」
と仰せられたことは、教育勅語の御精神を徹底的に
體認實行することに依つてこれに奉答することが出
來ると信じます。

要するに今の代に處して極端詭激なる思想を根絶し
放縱遊惰の流弊を掃蕩するの道は國民一同が、勅語
の御精神を徹底的に奉體するに在ります。詳しく言
へば國民一同が我が國體の本義建國の精神に就いて
確乎不拔なる信念を有し、勅語に示されたる道の實

行に努むるに在ります。茲に、教育勅語煥發四十周
年記念に際し、勅語の御精神を奉體し渾身の努力を
なすやう國民一同の堅き覺悟を希ふ次第であります

◎我教育勅語を外人は如何 に觀る

時代の古今を問はず萬代不易の

國民思想を導くべき大教典

(一)佛國人「我に教育勅語の存すをみて垂涎羨望し
て止まぬといふ(道德教育上)」

(二)英國人「宗教の經典以上の信仰を有するこて佛
國以上に稱歎且つ羨望するといふことである

(三)獨逸人「教育勅語並に軍人に賜はりたる勅語を
獨譯して學校ならびに兵舎に掲ぐといへば推して
知るべきである

(四)奧國人「奧國の學士院長某氏は教育勅語をもつ
て宗教の到底企て及ばない所であると賛稱して止
まない

(五)米國人「スタンレー・ホール氏は其の著教育の

諸問題中道德の章に、日本は何れの點に於ても最
良の組織をとり、最も綿密にして且つ道德教育の
總ての組織の中で最も有効である。他に之に比す
べきものは存しないと賞賛してゐる。且曰く日本
は過去七世紀の間は儒教主義によつて教育し、明
治維新以來大變革を受け二十年間修身教授は理論
に於て大なる混雜を來したが一八九〇年、天皇の
勅語が新紀元を劃した

◎青年訓練所教練指導員異動

萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員 富田國太郎
囑託を解く

柴田 久一

萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員を囑託す

以上十月三日付 山口縣

◎教育勅語煥發四十周年並 青年團令旨奉戴十周年記

念講演會

阿武郡教育會主催阿武郡男女青年團、山口縣教育會山口縣教化團體聯合の教育勅語煥發四十周年並青年團令旨奉戴十周年記念講演會を十月二十三日午後八時より萩町公會堂に開催栗屋前文部次官の祝辭演説に次ぎ講師山口高等學校教授滿井信太郎氏は「教育勅語と祖先の精神生活」の題下に講演聴衆に多大の感動を與へ十時過閉會せり

●教育勅語煥發四十周年記

念式舉行

十月二十四日午前九時三十分より萩町主催を以て明倫小學校庭に町立學校兒童(木間校に限り同校庭に於て別に舉行及双葉幼稚園兒を集合せしめ教育勅語煥發四十周年記念式を舉行國歌合唱(樂隊吹奏)勅語奉讀、町長式辭及來賓藤村阿武郡教育會長の祝辭の後林町長の發聲にて 兩陛下の萬歲を三唱し午前十時閉式後兒童は國旗を翳し記念式の行進歌を合唱しつゝ神社を參拜し各學校長より誨告ありて夫々解散せり。

●教育勅語四十周年記念國旗行列行進歌

明治の二十三年に天皇は長くも
教育勅語國民に下し給ひて四十
維新の後に皆人の行くべき道に迷ふ時
永劫にわたりて變らざる教の本を立て給ふ
光は東同胞よ勅語の御旨を行ひて
我が日の本の光をば海の外まで輝かせ

●岡山市に於ける御親閱に關する協議會並豫行演習實施

十一月十九日岡山市に於ける御親閱の豫行演習協議會を十月二十五日午前九時より萩町役場に於て開催縣廳より白石縣學務課長、岩橋中佐、河村縣社會教育主事臨席、河内萩中學校長、吉田萩商業學校長、中野萩高等女學校教諭、市川及び藤本兩大佐青木中佐、大橋大尉並阿武郡内青年訓練所主事指導員、男女青年團幹部員共列席豫行演習に關する協議を遂げ

午後一時より明倫小學校庭に於て青木中佐を集團長とし豫行演習を施行せり

因に右豫行演習に参加せしは萩中學校生徒六十七名、萩商業學校生徒五十九名、青年訓練所生徒五十四名、青年團員二十四名にして萩高等女學校生徒九十七名及女子青年團員二名は奉唱部隊として何れも良好の成績を以て豫行演習を終了したり

●東京に於ける御親閱參加者

青年團令旨奉戴十周年を期とし青年教育の更張振展を圖る爲め十一月三日文部省の主催を以て東京市に全國男女青年團代表者を集合し御親閱を仰ぐこととなり萩町よりは明倫青年團川島支部團員西山種雄を參加せしむることとし本月三十日午前七時三十八分萩驛發列車にて出發したり

●岡山市に於ける御親閱參加者決定

十一月十九日岡山市に於ける御親閱に際し本町よりは越ヶ濱青年訓練所主事磯部千尋明倫青年訓練所

指導員福永芳太兩氏を引率者として左記拾貳名の青年及青年訓練所生徒を參加せしむることとせり

島崎 實	吉村 萬年	溝部 正穂
吉賀 榮輔	秋守 貞滿	新見 治信
長嶺 誠一	幸坂 勇	河上 實孝
來島 巖	西村 市若	山崎 勘一

●市町村學務主任集會開催

本縣主催にて十月二十七日、二十八日の二日間阿武郡内各町村學務主任會を萩町役場に開催縣廳より安田縣屬臨場來る十二月一日を期とし縣下一齊に執行すべき不就學兒童の調査方法其の他に付協議を遂げたり

●明倫小學校の勅語煥發四十周年記念事業計劃

本校にては教育勅語煥發四十周年を迎ふるに當り此の際徹底的に聖旨の本體に努力せんが爲特に左の三項目に着眼し種々なる記念事業を計劃せり
一、教育勅語の大切なること勅語中に含まるゝ事柄につきしみりと兒童をして味はしむ

- 二、教育勅語に對する印銘を深からしむ
- 三、一般大衆に呼び掛けて勅語を強く其の意識に上らしむ

右に依り計劃せる記念事業の種目左の如し

記念運動會、記念敬老會、記念植樹、記念講演會(母の會創設)記念強調週間(教育勅語に因む種々なる行事を行ふ)勅語の謹書、記念式、合同奉讀式並に旗行列

●明倫小學校記念運動會

本校に於ては十月一日本校運動場に於て教育勅語煥發四十周年記念運動會を開催せり當日全兒童は開會式後直ちに青赤白の三組に分れ各々屯所に就き午前八時運動を開始七十回に亘る大プログラムは順序滞りなく進行し午後四時過ぎ審判報告、優勝旗授與、校長訓辭、來賓祝辭等ありて萬歳三唱後無事閉會せり

●明倫小學校記念敬老會

本校は毎年秋區内に於ける八十歳以上の高齢者を招待し敬老會を開催するを例とせしが本年は教育勅語御下賜四十周年の記念に當れるを以て特に之が行事として十月十六日午後一時半より講堂に於て記念敬老會を開催せり高齢者總數百四十五名内男三十四名女百十一名にして當日出席者九十名國歌二唱勅語奉讀の後延壽祭を行ひ男女各代表の玉串拜を終り開宴餘興として幼年兒童の遊戲を觀覽せしめ和氣滿堂盛會裡に午後四時閉會せり

●明倫小學校母の會創設

本校は時代の趨勢と益々家庭教育の重大にして其の實蹟の如何は特に母性の夫れに俟つもの多きに鑑み本年は教育勅語御下賜四十周年に當れるを以て之が記念事業の一として明倫母の會を創立し其の第一回を十月十五日午後一時秋町公會堂に於て開催せり會する者吾餘名にして國歌二唱勅語奉讀後山口師範學校長島田民治氏の「女は教育者なり」の演題の下に約二時間半に亘り有益なる講話あり午後四時盛會裡に

終了せるが爾後毎年一回以上同會を開催の豫定なり

●教育勅語煥發四十周年明倫小學校記念強調週間

本校に於ては教育勅語煥發四十周年記念事業の一と

●教育勅語煥發四十周年

明倫小學校記念週間實施案

其の一

毎日行事

- 一、勅語奉讀
- 二、勅語御趣旨の徹底
- 三、記念週間日誌記載(尋四以上)
- 四、記念週間行事訓話敷衍
- 五、訓練期成事項の特別留意
- 六、遙拜態度訓練

週間行事

月日曜	強調項目	強調徳目	全校的行事	學年學級行事
十月二十四日 (金)	皇室祖先に對する 道德	(教育勅語第一段) 國體の本質 君徳、臣道	一、合同奉讀式及旗行列 二、神佛特別禮拜 三、教育勅語謹書(第一回) (第二回以後は學年 に於て定む)	別表
十月二十五日 (土)	他人に對する道德	朋友相信シ 恭儉己ヲ持シ 博愛衆ニ及ホシ	一、友達に親切にする事 二、氣持よき挨拶をする こと	同

日六十二月十	日五十二月十	日四十二月十
(日)	(土)	(金)
尋一 尋三 尋四	尋一 尋二 尋三 尋四	尋二 尋三
2 1 5 4 3 2 1 、 、 、 、 、 、 間食ヲ貰ハヌコト	3 2 1 4 3 2 1 2 1 、 、 、 、 、 、 、 、 人ノカゲゴト、ツゲグチセスコト	5 4 3 2 1 3 、 、 、 、 、 、 佛前ノオ花ノ取換
家族ノ人カラ呼バレタラ氣持ヨク返事ヲ シテ用ヲ達スルコト 毎日ノ父母ノ手傳ヲ自カラ定メル 朝夕ノ親ニ對スル挨拶ヲ怠ラヌコト 兄弟連立チテ登校スル 御勅語誦書(敷寫) 兄姉ニ口答セヌコト 何シデモ進ンデ一項以上手傳スルコト	登校ノ際友達ト挨拶ヲ交スコト 友人間ノ言葉遣ニ氣ヲツケルコト 訓話ノ約束ヲ守レ(廣瀬中佐) 友達相互ノ挨拶交換 友達ノツゲグチヲセヌコト 少シデモ人ノ爲メニ働クコトヲ考ヘル オ互ニ腹ヲ立テヌ様ニスル 大掃除 敬禮ニツキ指導 人ノカゲゴト、ツゲグチセスコト	勅語中ノ一部分ノ誦書 神佛禮拜ノ作法 皇太神宮(修身書)ニ關聯シテ國體觀念 養成ニツキ誦話 御勅語ノ誦書(敷寫) 最寄ノ神社ヤオ寺ニ參拜 佛前ノオ花ノ取換
尋六 高一	尋六 高一	尋六 高一
1 5 4 3 2 1 、 、 、 、 、 、 進ンデ家事ノ手傳ヲスルコト	4 3 2 1 2 1 5 4 3 2 1 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 反省會 一日中友達ト喧嘩口論ヲナサヌコト 他人ノ惡口ヲ言ハヌコト 父母ニ挨拶ヲ必ズスルコト 終日腹ヲ立テヌコト 友達相互間ノ挨拶交換 友達ト喧嘩口論ヲナサヌコト	2 1 5 4 3 2 、 、 、 、 、 、 墓參 先祖ノ墓掃除 神前ニテ勅語ノ奉讀 國旗制定ノ由來ニツイテ 御歴代表ノ暗誦 明治天皇御聖德謹話
尋五 高二	尋五 高二	尋五 高二
1 5 4 3 2 1 、 、 、 、 、 、 教育勅語ノ誦書 自ラ進ンデ父母ノ手傳ヲスル 父母ニ對スル總テノ挨拶ヲ丁寧ニス 祖先ノ墓ニ參ル 兄姉ノ言フ事ヲヨク守リ弟妹ヲ愛ス 朝又ハ夕方家ノ庭其ノ他家内ノ掃除 進ンデ家事ノ手傳ヲスルコト	4 3 2 1 2 1 5 4 3 2 1 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 記念自治會 返事ヲハツキリスルコト 言葉遣ヒヲ丁寧ニスルコト 松陰神社早起參拜 反省會 一日中友達ト喧嘩口論ヲナサヌコト 他人ノ惡口ヲ言ハヌコト 父母ニ挨拶ヲ必ズスルコト 終日腹ヲ立テヌコト 友達相互間ノ挨拶交換 友達ト喧嘩口論ヲナサヌコト	2 1 5 4 3 2 、 、 、 、 、 、 墓參 先祖ノ墓掃除 神前ニテ勅語ノ奉讀 國旗制定ノ由來ニツイテ 御歴代表ノ暗誦 明治天皇御聖德謹話

日七十二月一十		日八十二月十		月十	
(月)		(火)		(金)	
尋一	尋二	尋一	尋二	尋一	尋二
3、兄弟喧嘩ヲセヌコト	1、毎兒童ノ家庭學習狀況ヲ調査スル 2、平日ヨリ早ク登校シ朝學ヲ本氣デスル 3、コト	1、運動區域ノ小石硝子反古拾ヒ 2、學級廊下側ノ硝子拭ヒ 3、訓話ノ人ノ難儀ヲ救ヘ(訓話、オ千代) 4、千秋園内ノ石拾ヒ除草 5、學級大掃除 6、石碑ノ美化 7、庭草拾ヒ 8、外庭掃除 9、石碑掃除 10、室内環境整理	1、衛生検査、服裝検査ノ實施 2、訓話規則ニ從ヘ(例話、道ノ怪我人) 3、御勅語ノ申合セヲヨク守ルコト 4、監視ノ申合セヲヨク守ルコト	1、衛生検査、服裝検査ノ實施 2、訓話規則ニ從ヘ(例話、道ノ怪我人) 3、御勅語ノ申合セヲヨク守ルコト 4、監視ノ申合セヲヨク守ルコト	1、衛生検査、服裝検査ノ實施 2、訓話規則ニ從ヘ(例話、道ノ怪我人) 3、御勅語ノ申合セヲヨク守ルコト 4、監視ノ申合セヲヨク守ルコト
高二	尋五	尋五	高六	高六	尋一
2、兄弟喧嘩ヲセヌコト 父母ノ手傳ヲスルコト	1、過去成績物ノ整理 2、算術成績記入グラフ表ノ配布指導 3、静坐反省ノ就床前 4、勉強時間ノ注意ヲ受ケヌコト 5、復習帳ノ檢閲 6、七時三十分迄ニ登校シ教師ト共ニ朝學 7、朝學ヲ本氣デスルコト 8、御勅語ノ本氣デスルコト 9、聯合修養會ノ講話 10、職業指導講話	1、機腰掛ノ簡單ナル修理 2、雜巾ノ持參 3、左側通行ノ勵行 4、部落別奉仕作業(歸宅途中) 5、道路ノ木片石塊除去 6、學校配當奉仕作業ヲ喜ンデ心カラ本氣 7、會集場ノ石、硝子等ヲ拾フ	1、服裝検査ノ實施 2、運動區域ノ嚴守 3、左側通行ノ勵行 4、服裝検査ノ實施	1、服裝検査ノ實施 2、運動區域ノ嚴守 3、左側通行ノ勵行 4、服裝検査ノ實施	1、服裝検査ノ實施 2、運動區域ノ嚴守 3、左側通行ノ勵行 4、服裝検査ノ實施

日九十二		日十三月十	
(水)		(木)	
尋一	尋二	尋一	尋二
3、會集ニ早ク正シク集ルコト 4、左側通行ノ勵行 5、御勅語ノ謹書 6、記念學級自治會 7、服裝検査ノ實施 8、所持品記名検査ノ實施	1、「チヨクゴ」四文字ノ謹書 2、記念式場ノ心得ニツキ 3、神社參拜 4、綴方「有難キ日本」 5、日誌檢閲	1、教育勅語ノ謹書ハ尋四以上ニハ全文ノ敷寫又ハ一部分ノ謹書トシ各學年學級ニ依リ豫定日ヲ定メテ週間中數回之ヲ行ヒ尋四以上ニハ學校ヨリ配布セル美濃紙ニ謹書ノ上提出セシメ夫レノ記念スタンプヲ捺シ返戻セリ 2、記念週間日誌ハ學校トシテ尋四以上ノ兒童ヲシテ之ヲ記セシムル計劃ナリシモ實際ハ尋二以上ヲシテ學年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 3、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 4、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 5、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 6、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 7、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 8、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 9、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 10、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ	1、教育勅語ノ謹書ハ尋四以上ニハ全文ノ敷寫又ハ一部分ノ謹書トシ各學年學級ニ依リ豫定日ヲ定メテ週間中數回之ヲ行ヒ尋四以上ニハ學校ヨリ配布セル美濃紙ニ謹書ノ上提出セシメ夫レノ記念スタンプヲ捺シ返戻セリ 2、記念週間日誌ハ學校トシテ尋四以上ノ兒童ヲシテ之ヲ記セシムル計劃ナリシモ實際ハ尋二以上ヲシテ學年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 3、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 4、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 5、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 6、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 7、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 8、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 9、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ 10、週年相應ノ形式ヨリ記載セシメタリ
高二	尋五	尋五	尋六
大日本帝國憲法講義、謄寫物配布	1、善行表彰 2、反省會 3、週間中ノ反省綴方 4、感想作文 5、感想作文 6、記念週間ニ關スル綴方	1、善行表彰 2、反省會 3、週間中ノ反省綴方 4、感想作文 5、感想作文 6、記念週間ニ關スル綴方	1、善行表彰 2、反省會 3、週間中ノ反省綴方 4、感想作文 5、感想作文 6、記念週間ニ關スル綴方

學年組 奉 仕 作 業

尋一全 大運動場石拾ヒ(硝子類、木材片、) 一年ハ北方ヨリ 中央ニ集フ

尋二全 小石、紙屑類其他) 二年ハ南方ヨリ

尋三				尋四				尋五				尋六			
忠信智禮義仁				忠信智禮義仁				忠信智禮義仁				忠信智禮義仁			
各校舎間運動場及附屬小溝(石拾ヒ、硝子類、竹材片、紙屑等)				各校舎間運動場及附屬小溝(石拾ヒ、硝子類、竹材片、紙屑等)				各校舎間運動場及附屬小溝(石拾ヒ、硝子類、竹材片、紙屑等)				各校舎間運動場及附屬小溝(石拾ヒ、硝子類、竹材片、紙屑等)			
敬身堂南第一南部運動場				敬身堂南第一南部運動場				敬身堂南第一南部運動場				敬身堂南第一南部運動場			
五年會集場				五年會集場				五年會集場				五年會集場			
三年會集場				三年會集場				三年會集場				三年會集場			
フール附				フール附				フール附				フール附			
三年側井戸附				三年側井戸附				三年側井戸附				三年側井戸附			
講堂西側石碑及附近				講堂西側石碑及附近				講堂西側石碑及附近				講堂西側石碑及附近			
千秋園内北半分(第一校舎北側小溝)				千秋園内北半分(第一校舎北側小溝)				千秋園内北半分(第一校舎北側小溝)				千秋園内北半分(第一校舎北側小溝)			
村田清風翁石碑及附近				村田清風翁石碑及附近				村田清風翁石碑及附近				村田清風翁石碑及附近			
講堂東側美譽鴻碑及附近				講堂東側美譽鴻碑及附近				講堂東側美譽鴻碑及附近				講堂東側美譽鴻碑及附近			
中村雪樹先生碑及附近				中村雪樹先生碑及附近				中村雪樹先生碑及附近				中村雪樹先生碑及附近			
校外先賢碑等				校外先賢碑等				校外先賢碑等				校外先賢碑等			
野山獄趾 岩倉獄趾				野山獄趾 岩倉獄趾				野山獄趾 岩倉獄趾				野山獄趾 岩倉獄趾			
住吉様境内				住吉様境内				住吉様境内				住吉様境内			
春日忠魂碑 圓政寺附近				春日忠魂碑 圓政寺附近				春日忠魂碑 圓政寺附近				春日忠魂碑 圓政寺附近			
保福寺境内 孝女碑境内 及附近				保福寺境内 孝女碑境内 及附近				保福寺境内 孝女碑境内 及附近				保福寺境内 孝女碑境内 及附近			
多越神社境内				多越神社境内				多越神社境内				多越神社境内			
校外先賢墓 碑神社等				校外先賢墓 碑神社等				校外先賢墓 碑神社等				校外先賢墓 碑神社等			
春日神社境内(玉垣内)				春日神社境内(玉垣内)				春日神社境内(玉垣内)				春日神社境内(玉垣内)			
志都岐神社境内(社殿附近) 石碑附近 花江邸				志都岐神社境内(社殿附近) 石碑附近 花江邸				志都岐神社境内(社殿附近) 石碑附近 花江邸				志都岐神社境内(社殿附近) 石碑附近 花江邸			
土原招魂社境内				土原招魂社境内				土原招魂社境内				土原招魂社境内			
享德寺境内 瀧鶴台夫婦境地及附近				享德寺境内 瀧鶴台夫婦境地及附近				享德寺境内 瀧鶴台夫婦境地及附近				享德寺境内 瀧鶴台夫婦境地及附近			
妙蓮寺境内 中村雪樹先生墓地及附近				妙蓮寺境内 中村雪樹先生墓地及附近				妙蓮寺境内 中村雪樹先生墓地及附近				妙蓮寺境内 中村雪樹先生墓地及附近			
蓮池院内 明石 孝女墓地附近				蓮池院内 明石 孝女墓地附近				蓮池院内 明石 孝女墓地附近				蓮池院内 明石 孝女墓地附近			

高一仁		高二男	
敬身堂裏倉庫内整理		敬身堂裏倉庫内整理	
1、兒童昇降口全部棧板ノ整理		1、兒童昇降口全部棧板ノ整理	
2、理科室、有備館北半分(窓天井ノ梁壁板内部整理)		2、理科室、有備館北半分(窓天井ノ梁壁板内部整理)	
講堂内(窓、腰板、正面、板座及内部整理)		講堂内(窓、腰板、正面、板座及内部整理)	
押入、戸棚、物置、衛生室、宿直室、作法室		押入、戸棚、物置、衛生室、宿直室、作法室	

●明倫小學校の教育勅語
渙發四十周年記念式

●明倫小學校の二十年以上
勤績者表彰傳達式

本校は明倫實業補習學校明倫青年訓練所と合同し十月三十日午前九時より教育勅語渙發四十周年記念式を講堂に於て林町長市川在郷軍人分會長其の他多數來賓の臨場を得て舉行せり國歌合唱勅語奉讀勅語奉答の後校長より教育勅語に關する一場の訓話ありて記念式を閉づ

●明倫小學校の記念植樹

本校は教育勅語渙發四十周年を永く記念する事業の一つとして校地内東部圖書館以北の小川に沿ひて記念の櫻樹を植へ付くる計劃なり

本年は教育勅語御下賜四十周年に當れるを以て阿武郡教育會に於ては二十年以上勤績せる本郡教員に對し其の表彰を行へり本校に於ける之が感謝狀並に記念品傳達式は十月三十日記念式後引續き傳達式を舉行せり其の光榮に浴せし職員は左の如し

校長田中眞治	訓導宗實宗一	訓導高松鶴吉
訓導大藤直人	訓導佐伯清音	訓導金子精一
訓導安野廣松	訓導木藤スエ	訓導宇佐川ヨネ
訓導張ツユ	訓導尾川ミツ	

●明倫校兒童圖畫生活展覽會

明倫小學校にては十月三十日より七日間同校敬身堂

◎明倫小學校八雨傘寄贈

◎明倫實補校家庭訪問

同校に於ては學校と家庭との連絡を一層密にし補習學校教育の趣旨の徹底を計り生徒の將來等につき父

◎明倫青年訓練所生徒の行軍

明倫青年訓練所は、^{十五}指導員^{三名}引率の下に生徒約
卅名と共に、大津郡深川方面に行軍、即日無事歸所せり。

◎ 明倫小學校運動選手出場

本校は十月十八日の萩中學校及同二十六日の萩商業學校及萩高等女學校の各運動競技大會に夫れ／＼男女の選手を出場せしめたる所本年は唯々中學校に於て尋常科の優勝を見たる外全部惜敗し兒童をして体育練磨の必要を痛感せしめ發奮の好機を與ふるを得たり

◎清水谷本縣學務部長並に粟屋前文部次官明倫校へ來校

曩に赴任ありし本縣學務部長清水谷徹氏は十月九日本校巡視全職員に對して一場の訓辭ありたり尙本縣視察中の防長教育會評議員前文部次官栗屋謙氏は東京豊島師範主事二階源平氏と共に十月二十三日午後一時來校各教室の授業參觀及全職員に對し一場の挨拶あり續いて校内の史蹟をも見學せられたり

◎ 明倫圖書館閱覽狀況 (昭和五年十月分)

[illegible]

●明倫圖書館新着圖書紹介

道重信教著 佛敎より見たる死生觀
子母澤寛著 新選組始末記
史談會編 明治維新史研究
都會の誘惑時勢に後れぬ新時代用語辭典
武内義雄著 老子と莊子

三田村鳶魚著 横から見た赤穂義士

平尾道雄著

市川一郎編

小西重直著

佐藤紅綠著

藤森成吉著

碧瑠璃園全集

碧瑠瑠園全集

戰記名著集

戰記名著集

少年技術師

少年技師

少年バンドフック

ハンドブック

少年技師

十一月號雜誌

十一月號雜誌（中央公論、現代、キング、實業之日本
婦人世界、子供の科學、少女俱樂部）

●明倫小學校來校視察者調

十月中に於ける來校視察者左の如し

山口建設事務所長鐵道技師田代瑞穂、鐵道省山口建設事務所三村順輔、同牛田健次郎、愛媛縣師範學校教員石川哲三郎外三十三名、鹿兒島市洲崎小學校教員濱田武夫、鹿兒島市八幡小學校教員藤田耕夫、兵庫縣立鳳鳴中學校長賀須井千、山口縣學務部長清水谷徹外一名、吉敷郡大内小學校教員中村直次外二名、兒童七十名、大津郡啓迪小學校教員山縣準一外一名、兒童六十五名、帝國農會幹事吉岡荒造、神戸販賣幹旋所長三木清八、吉敷郡宮野小學校教員藤永元助外一名、兒童五十三名、山口縣豐浦郡禁酒會派遣教師岩武荒治郎、大分縣速見郡金水小學校教員林憲顯外八名、戸畑市牧山小學校石橋源平外十五名、徳山實業實踐學校教員片山英三生徒三十三名、防長教育會評議員前文部次官栗屋謙、東京豐島師範主事二階源市、山口縣視學有馬義一、豐浦實業補習學校教員梶山縫子外一名生徒五十名、室積女子師範學校教員二村龍革外一名生徒四十名、山口縣學務課長白石喜太郎同社會教育主事河村謙輔、歩兵四十二聯隊附岩橋中佐廣島師範學校專攻科生三十九名、長府小學校教員龜

田幸雄外三名兒童百十六名、福岡師範學校教員金尾宗平專攻科生十九名、井上侯爵未亡人外六名、山口縣會議員田邊讓、鐵道省山口建設事務所石田正雄

●椿東校第廿二回運動會

十月五日午前八時より第廿三回運動會を舉行す、參加兒童千五百五十名、競技回数六十二回、連日の雨晴れ且つ終日風無く絶好の好天氣に恵まれ、觀衆二千盛會裡に午後四時閉會せり

●椿東校區内の敬老會

十月五日、椿東校運動會當日を以て同校に於て第六回敬老會を舉行す。當日招待したる八十歳以上の高齢者は九十九歳の上田ツヤ女以下四十四名なり、就中、來會者は八十三歳の松浦榮輔氏以下二十一名にして、一同の爲松陰神社に於て延壽祭を行ひ、椿東女子青年團員、椿東校職員、椿東教育後援會役員等の接待に依り、神酒、晝食を供し、終日運動會を觀

覽、午後四時各自附添者に保護されつゝ退場せり。

●椿東校の選手派遣

十月十八日、萩中學校の運動會に當り八百米リレー選手派遣、尋常科二等、高等科一等を得、夫々へ優勝旗及花環を授與せらる。

十月廿六日、萩高等女學校の運動會に當りリレー選手派遣、尋常科一等を得、優勝旗及花環を授與せらる。

十月廿六日、萩商業學校主催の縣下學童競技會に際し選手派遣、尋常科二等、高等科三等を得、尋常科選手に對し花環一個を授與せらる。

●椿東校教育勅語渙發四十周年記念式

十月卅日、午前九時より教育勅語渙發四十周年記念式を舉行す。式後阿武郡教員會より、二十年以上勤續者、河村校長、木藤、香川、淺野、一來、小島、

五訓導に對し感謝狀、並に記念品を送致されたるに依り之を傳達せり

●越ヶ濱學園の狀況

□男女青年團明治節拜賀式

越ヶ濱男女青年團は十一月三日午前十一時より拜賀式を舉行した。

□男女青年團教育勅語四十周年記念式

十一月三日明治節の拜賀式に引續き教育勅語記念式を行ひ、優良團員新見治信、中村馬佐男、秋守貞光の三名を表彰した。尙來賓祝詞を兼ねたる井町町會議員の滿鮮視察談は聽者をして感奮せしむる所あり頗る有益であつた。

□青年團例會

十一月三日夜七時より月例會を開催出席團員八十餘名、團長の挨拶、意見發表協議等を行ひ、引續き幹事會を開催し、同團の發展策を申合はした。

□青年訓練所、夜間訓練

越ヶ濱青年訓練所は職業の關係上主として夜間の

授業を行つてゐるが本年十月二十日より明年五月までは日曜祭日を除き毎夜教練又は學科の訓練を行ふことにした。開始以來三四十名の出席を見成績頗る良好である。

□越ヶ濱實業補習學校授業開始

越ヶ濱實業補習學校に於ては去る十月二十日より本年度後期の授業を開始した、日曜祭日を除き毎夜七時より三時間授業を施すことし日々三十名内外の出席あり成績良好である

□教育勅語四十周年記念講演會

十月卅日午後八時より越ヶ濱小學校主催記念通俗講演會を同地中善寺に於て開催、出席せる兒童五十餘名であつた。

◎白水小學校運動會

白水小學校は十月十三日午前八時から第十七回運動會を開催した。快晴に恵まれて觀覽者頗る多く、兒童は終始元氣に活躍して、午後四時迄に八十三回の番組を滞りなく終つた。

◎白水小學校記念式

白水小學校に於ては、十月卅日午前九時より教育勅語煥發四十周年記念式を擧げ、式後引續き、同校の堀、一來兩訓導に對する郡教員會からの感謝狀及記念品の贈呈式を行つた。尙ほ當日同校後援會は菊池俊諦氏作「教育勅語いろは歌」二千枚を印刷し生徒兒童全部に配布した。

◎清水谷本縣學務部長來萩

新任本縣學務部長清水谷徹氏は十月八日午後六時來萩翌九日は縣立中等學校、萩商業學校及萩修善女學校並明倫、椿西、白水の各小學校を視察十日は前日に引續き椿東及越ヶ濱各小學校、双葉幼稚園及町内の各縣社に參拜後史蹟を視察し歸廳せり

◎栗屋前文部次官來萩

縣下に於ける學事狀況視察の爲防長教育會の現理事前文部次官栗屋謙氏は十月二十二日午後五時長門峽

を経て來萩二十三日、二十四日兩日に亘り萩中學校萩高等女學校、萩商業學校及明倫小學校並に町内の史蹟名勝を視察し大津郡に向け出發せり

◎鮮滿旅行記 (其の二)

萩中學校長 河内才三

◎仁川。

五十年前までは濟物浦と云つた一小漁村に過ぎなかつたが大元君攝政時代耶蘇敎の嚴禁から佛國と事を構へ、佛艦七艘が問責の爲め此の地の外港に來襲した。明治八年には我が雲揚艦砲擊事件から、朝鮮は鎖國主義を撤し明治十六年には仁川を開港場となした。爾來仁川は極東問題に重大な關係を有することになつた。今日では半島貿易港の主要の地位を占めて居る。京城から二十四里京仁線の終點である。八尾島其外廓となり、月尾島、小月尾島港口にあり同港が大潮時三十四尺小潮時二十一尺の潮差あるのは世界的に有名である。港は閘門式築港で、明治四十四年以降拾貳ヶ年の繼續事業として、經費六百七拾萬

圓を以て完成されたものである。

◎平壤。

平壤は朝鮮で古い且つ名高い都で、朝鮮開國三千年の歴史は即ち平壤の歴史である。我が紀元前六百年、檀君と云ふ王が此所に都して居た。支那では殷が亡んで周の武王が箕子を遼東に封じ、箕子は其徒五千人と共に王儉城に都して朝鮮と號した。此の王儉は即ち今の平壤である。箕子四十一世九百餘年間の都城であつた。

箕子四十一世の孫箕準の時燕人衛滿なる者、箕準に代り王位に即いたが、三世にして衛右渠の時漢の武帝の爲に亡び、漢は朝鮮に樂浪外三郡(玄菟、臨屯、真蕃)を置き、當時平壤は樂浪郡の所在地であつた。約五十年で高句麗が興り、其頃朝鮮は新羅、百濟、高句麗が鼎立し互に相侵すること五百年、此間高句麗は都を遷すこと前後八回もあつたが、最も永く居たのが平壤である。唐の高宗の時新羅と聯合して高句麗を滅し、平壤に大都護府を置いた。爾來朝鮮の活舞台は南朝鮮に移り、高麗の太祖開城に都するに及び、大都護府を平壤に置き、西京と稱した。其

後幾多の興廢を経て、世は李朝となり、平壤は觀察使の所在地となつた。今は平安南道廳のある所で、人口十一萬四千餘、内地人二萬三千餘、西鮮唯一の商工都市として其殷賑京城に亞ぐべく、又將來一大工業地として前途洋々たるものがあると云ふことだ。其他大同江の碧流の左右は、考古學上の奇蹟を有し加ふるに山河の秀麗と風光の明媚なるは西鮮第一である。

○牡丹臺。

錦繡山の一角にある丘陵で、丘形牡丹に酷似するが故に此稱ありと謂ふ。臺上の高閣を最勝臺と云つて、明治二十七八年戰役の際兵火に罹り、現在の建物は最近に再建したもので、昔は丘上烽火臺を有せりと謂ふ。文祿の役明將之に據り我に對せしも、我軍力戰遂に江を渡つて之を占領した。又日清戰役に清軍此所に防禦を施し砲台を作り防禦したが、遂に我が朔寧、元山兩支隊の爲めに占領された。

○乙密臺。

牡丹臺と對峙せる峰巒にして、斷崖絶壁の上にある建物を四虛亭と稱し、六百餘年を経たる高閣で、

一大偉觀である。文祿の役、明軍戎衣を松樹に懸け擬兵を示したと謂ふ。日清戰役に、清軍此所に據つて固守せしも、我軍肉薄遂に之を占領した。今尙亭臺の柱に彈痕を存す。

○玄武門。

牡丹臺と乙密臺との中間にある穹形の一小門で、義州及元山街道より乙密臺及浮碧樓に入る通門である、日清戰役に清軍牡丹臺に砲列を配し、其主力を此門に集中し防戦に努めたが、我が朔寧支隊進撃し玄武門に肉薄したが、關門堅く鎖して侵入することを得ず、三村中尉決死の士十六名を率ゐ、牆壁を攀ち門上に登りたるも、一方、乙密臺よりの銃丸霰の如く飛來し頗る危険に瀕した時、一等卒原田重吉奮然身を挺し壁内に下り門扉を排して小隊全部を關内に入らしめ、遂に占領した。

○浮碧樓。

牡丹臺の下絶壁に一浮樓あり。浮碧樓と謂ふ。大同江の碧流その壁下を洗ひ、樓は宛然水上に浮ぶが如く秀麗なる綾羅島は其眼下に横り、眺望る絶佳である樓閣は今を去る一千年前の建築で平壤屈指の古

建築である。傳へ謂ふ八百年前高麗王睿宗西巡の時

此處に群臣を會し盛宴を張り、臣李顔に命じ樓名を選ばしめ之を浮碧樓と名づく。

○箕子陵。

箕子陵は乙密臺の西方數丁、満山老松鬱蒼せる丘上にある。殿堂は、朝鮮式な古風を帯びたものである。箕子は朝鮮の祖であるから、箕子尊崇の念は各時代にあつて、現代の陵墓は今を去ること八百餘年前、高麗王肅宗十年に箕子の墳塋を求めて、此處に祭祀したものであると謂ふ。日清戰役の際の無數の彈痕を祠廟に残して居る。

○練光亭。

練光亭は大同江に臨める一閣で、其雄大な容姿を江面にうつして居る。亭は今を去ること四百餘年、監司言許砦なる者が建立したもので、後、明の時、都尹柳思が修築したのが現在のである。文祿の役、小西行長が使沈惟敬と平和を講じた處として有名であるが、行長は沈惟敬に誤られて、明將李如松の爲に逐立てられ、當初の雄圖を畫餅に歸せしめたことは國史に載せられて居る事實である。

○練光亭の額。

亭の東側に一つの額がある。練光亭と刻されてある。此文字は車石峰といふ人が書いたもので、其筆勢活躍するが如くであるが、その昔監司某がこの亭に遊び、額をながめた時練光亭の字の光が、いかにも小さく不釣合なので部下に命じてこの額を大同江上に投込ました。ところが額は流れやうともしない。見る間に額が擴がるが如く大きく見わた上に不釣合であつた光の字が他の字と頗る良く調和して居る。そこで監司は今更ながらその神秘と偉大さに懼をなし額を再びもとの場所に安置したといふことである。

○清流亭。

清流亭は乙密臺の南二町大同江畔に巍然として屹立せる一亭宇で、清流は岩壁を洗ひ詩人墨客をして胸襟を廣うせしむるものがある。亭はもと靜海門樓と稱し平壤城の一部にあつたが、昭和二年松井平壤府尹がそれを此處に移し、かく命名したものである。

○大同江を下る。

吾が一行は平安南道教育會の好意により、浮碧樓を觀た後、扁舟を僦うて江を下る。右壁の絶壁は削

るが如く、碧流は其脚下を洗ひ、舟下るに従ひ幾多の樓閣亭宇は峰巒の新緑と相映じ、其風光は詩人墨客の錦心繡腸を唆らしむるものがある。右岸絶壁の岩面には、多くの詩句が大きく彫られ居る。蘇氏赤壁の清遊を想ひ、月夜の舟遊の一層佳ならんことを感せしめた。

浮樓李

李朝、鄭道傳

永明山下大江流

畫舸來尋浮碧樓

風笛正高天欲暮

煙波渺々使人愁

大同江

李朝、平根壽

浮碧樓前碧水流

大同門外繫蘭舟

長堤綠草年々色

獨倚春風憶舊遊

○平壤の化石林。

大正四年、平壤中學校の敷地を、平壤府南山町の西方高地に相し、土工を起し、大同江面より、高さ約拾間の頁岩層及び地層を深さ一間ばかり切り崩したるに、偶然化石の林立せるを發見したのである。其數十箇、何れも根部迄は自然の狀態を保存したる儘西北に傾斜して竝立し、高さ四尺乃至六尺、周圍は大なる部分に於ては八尺乃至一丈二尺である。化石

の皮層部は稍黒色を呈すれども、木肌平滑にして縦線を表はし、中心に至るにつれて灰白色に變じ、年輪狀の輪層は其數百に及び、硬さは六度即ち小刀の刃に匹敵するものである。現在類似化石の所在地は

- 一、牡丹臺お牧茶屋の北側
- 二、山手小學校校庭
- 三、刑務所門内
- 四、中學校校庭

其他廢朽せる小破片は、牡丹臺背面附近より發見することが多いと云ふことだ。(以下次號)

産業

商業登記

十月二十一日付官報を以て左記合名會社設立の件公示せらる

□合資會社

一、商號 合資會社鶴台果樹園

一、本店 萩町大字椿東第八百二十六番屋敷

第五蛭子丸

三七

一七

福永 鶴松

以上船鑑札船より編入

昭和五年米第一回豫想收穫高

十月七日官報を以て昭和五年米第一回豫想收穫高(九月二十日現在)を發表したるもの、内本縣の分左の如し

●作付段別七七、六〇二町四段 ●豫想收穫高

一、五四一、〇四〇石 ●前年作付段別に比し八五

九町〇段減 ●前年收穫高に比し一三〇、八四四

石増 ●前五箇年平均收穫高に比し一一一、〇四

四石増

屑繭製絲講習會狀況

去る十月十日より十二日迄三日間山田第二區田中公會堂に於て屑繭製絲講習會を開催受講者は山田十九名、椿二名、萩一名計二十二名にして毎日午前八時より午後五時迄實習を爲せり今回の講習生は全部無

船舶登録

熊本遞信局海事部に於て昭和五年七月中船舶原簿に登録せしもの、中萩町關係の分左の如し

船名	總噸數	登簿噸數	所有者
第三蛭子丸	三七	一七	福永 末松

經驗なる新養蠶家なりしも熱心に練習せると一面同支部役員出席鞭撻せる所ありたる爲屑繭消費量九斗一升に對し製絲量六百五十匁を得從來の斯の種の講習に比し顯著なる好成绩を擧ぐるに至れり、講習生の氏名左の如し

西山チトセ、古屋イシ、鈴木ツチ子、迫村キヨ、村田フミエ、中川ハル、池永クラ、植木マツ、黒原クマヨ、藤田シナ、藤田ハナコ、野原チヨ、村田ミヨ、光成トミ子、田村アサ子、植木ヨシ、田村ウメヨ、池田キク、山根ハル、品川ナミエ、藤田ヨシ、木島モミ

●昭和五年夏秋蠶統計

地	區	掃立枚數	收繭量	代金	上記の外自家用屑繭量
沖	原	一〇〇	五三、八五〇	八七一、四〇四	八〇
目	代	八三	四九、三六〇	六二〇、八九	九二
霧口、長野		七〇	三六、七四〇	五〇〇、七	五七
山	田	二九	一六、一〇〇	三三九、四	二
青海、櫻田		二九	一六、一〇〇	三三九、四	二
大屋、河内		二六	一三、八三〇	二三四、二	二〇

●萩編網所近況

土原、川島	三三	一九、〇〇〇	三九、五〇	三五
椿町、金谷	三〇	三五、三四〇	三〇、九〇	一五
中津江	二〇	一三〇、〇〇〇	一九、四五	一四
小畑越ヶ濱	一八	一〇三、〇〇〇	一七、四六	一五
堀内	一五	八五、八〇〇	一七、〇五	一〇
松本方面	七	四三、〇〇〇	七、九〇	八
木間	二	四八、八五〇	六、七〇	五
計	四、三五三、三七三、八七三、六七〇、八三		三六二	

右表に依る一戸當掃立量其の他左の如し

一戸當平均掃立量	一枚九分
一戸當正繭平均收量	十貫三百二十匁
一枚當正繭收穫量	五貫四百六十匁

因に本年中の正繭を綜合すれば五千九百九十二貫九百七十匁となり其の代金壹萬八千參百八拾六圓五拾七錢にして之を前年度の正繭五千八百拾九貫に比し百七拾二貫九百七十匁の増加を示せるも糸價暴落の爲價格に於て金貳萬壹千八百拾參圓七錢を減少せり

萩編網所の機械網は周年作業として機械百台を設置し之に従業しつゝある外期節作業とせる蟹網の編網は十一月二十一日より之を開始し目下三百八十人從業中なり尙本年は作業者の便利を計る爲左記の四箇所に萩編網依託所を設置せり

萩町大字椿東小畑浦
同 大字土原
同 大字平安古町
同 大字橋本町

●農産物配給改善指導協議會並講演會開催

最近經濟界の不況愈々深刻なるに當り農産物配給の實狀を探究し更に之が改善の計劃を進むる爲帝國農會及縣農會主催のもとに萩町公會堂に於て十月十一日協議會翌十二日講演會を開催斯界の爲益する所甚大なるものあり

一、協議會 出席者各團體役職員等約三百名、農林省より平野事務官、帝國農會より吉岡

幹旋部長及東京、大阪、神戸、門司販賣幹旋所長、本縣廳より廣岡商工水産課長、淺井技師、佐伯技師、石井縣農事試驗場長、縣農會より國光會長、井上技師、羽隅技師、藤津技手等諸氏の參會を得盛大裡に終了せり

一、講演會 聽講者約四百名、午前十時より左記題下に付講演あり午後五時過閉會

販賣幹旋事業に於て 農林省事務官 平野 清

東京市場より見たる萩夏柑 東京幹旋所長 齋藤 享

農産物滿鮮移出と其の將來 門司幹旋所長 照山 宗吉

農産物の加工と海外取引 神戸幹旋所長 三木清八

食糧品輸送改善に就て 門鐵局員 寺島 卓一

貨物取扱に就て 同 城戸 正一

農産物配給の統制 幹旋部長 吉岡 荒造

農産物配給統制と出荷團體 大阪幹旋所長 池田駒太郎

●町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	昭和五年十月	年度内累計
萩魚市場	五、四三、四七〇	二、九、九三〇圓	二、九、九三〇圓
越ヶ濱出張所	一七、七三、四九〇	二、五、三、八五〇	二、五、三、八五〇
玉江出張所	四、一四、三五〇	五〇、三、八、五〇	五〇、三、八、五〇
計	七、三、五、八〇	四、二、〇、七、八〇	四、二、〇、七、八〇

輸出入別	噸量	價格
輸出	一、三、五、一噸	二、九、九三〇圓
輸入	五、五	二、四、五、七
合計	一、四、〇、六	三、二、三、八、七

●十月中の氣象

氣溫平均	最高氣溫	最低氣溫	雨	雪	量
一九度八六	二二度二〇	一〇度三一	一三五	五	八

●十月中萩港輸出入貿易

品名	價格	噸量	仕向地
罐詰	一七〇圓	二噸	關東州
青竹	三五〇	五七	同
木製玩具	三〇	一	同
計	五五〇	六〇	同
累計	計 二九、九三〇圓	一、三、五、一噸	
昭和五年一月以降累計	輸入之部無し		

●十月中風向觀測

北北東	東南東	南南西	西	北西	靜穩	最多方向
四	一	六	二	一	三	三一、二、靜穩

●十月中天氣類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	電	濃電	地震	最高	最低	零
日數	一三	二一	六	一	一	一	一	一	一	一	一

●桑園の害虫驅除及蠶種の選擇に就て

桑園の害虫驅除に付ては絶へず留意するの必要あり殊に夏秋季に於けるスキ虫の發生等の場合は秋冬の時期に於て之を防除すれば其の効果比較的多きを以て左記に依り時季を失せず驅除せらるる様したし。

一、落葉の時季を利用し桑園に散在する枯葉雜草等を集め潜伏せる害虫を燒殺すること。

二、條桑の下部に豫め藁等を敷き之に潜伏したる害虫(天蟬、スキ虫キンケ虫)を冬期間に於て取集め燒殺すること。

三、天牛の桑條内に潜入せるものは傷穴より針金を以て刺殺し被害株は猫イラズ(小豆大を虫孔に挿入し穴を覆ふ)二流化炭素又はコクゾール(大豆大の綿に浸し虫孔より挿入し虫穴を密閉)を以て驅除すること。

四、春期畦畔を燒却すること。

●蠶種の選擇

同等の勞費を投じたる繭と雖品種の良否に依り取

引値段に尠なからざる差を生ずるのみならず販賣上の不利益多大なるものなれば蠶種の選擇に付ては、充分なる注意を爲し左記本縣の獎勵品種を選擇せらるべし。

黃繭種 國蠶改十六號×國蠶支十三號(新品種)
國蠶改七號×國蠶支七號
白繭種 國蠶日一號×國蠶支四號

●メートル法への改訂に就て

慣用度量衡よりメートル法への改訂に付ては日と共に其の道程を進めつゝありと雖本町に於ける成績は未だ良好の域に達せるものにあらす殊に比較的改訂容易なりと認めらるゝ事項にして左記事由に依り漫然として日子を経過しつゝある向尠からざるは誠に遺憾のことなりとす已に生産品販賣上密接なる關係を有する鐵道運賃の如き之をメートル法に改正せられ一般官廳に於ける主要購入品等も亦同様一齊にメートル法に依ることとなり各地公設市場の取引等續々之が改訂を見つゝある折柄廣く販路を有する萩町の主要生産品が今猶ほ前記の状態にあるが如きは當

にメートル法の改訂促進上面白からざるのみならず時代の進連に副はざるものとして此際關係當業者の省慮を促すと同時に當該生産品を一定の容器包装等に詰込み出荷するものの如き比較的改訂の容易なりと認めらるゝものに對しては特に一段の努力を拂ひ且つ左記事項に注意して速にメートル法の改訂を斷行せらるゝ様致したし。

記

- 一、慣用度量衡の使用猶豫期間をメートル法の實行延期々間の如く誤解せること
- 右猶豫期間なるものはメートル法への改訂に付相當準備を要する爲と現在使用中の器物の自然廢棄に依る新規購入の場合を利用してメートル法の器物に改めしむる目的を以てせること
- 二、不慣のメートル法に改むるよりも慣用度量衡を使用する方差當り苦勞と間違少き爲漫然として日子を經過せること
- 三、メートル法は兎角六ヶ敷きものの如く誤解せること
- 四、保守的にして故らに之を忌避し改訂に著手せざ

ること

●メートル法改訂に際し特に

注意すべき事項

- 一、從來多種多様な包装、容器、型、寸法、形狀内容、品種等を統一し單純化すると共に品質等級及量目を表示すること
- 二、生産品の詰込量目等に付ては從來の數量に拘泥せず専ら取引取扱輸送上等の見地より最も便宜と認むる數量に依ること、例へば在來六貫を二十二キロ(約五貫九百匁)とせず二十キロ(約五貫三百匁)とするが如し
- 三、現在長さ又は容量を基本として取引しつゝあるものの中重量取引に改むるを可とするもの尠からず此の種の商品に在りては此の際斷然之を重量に改むること

單位	略字	尺貫法の換算
千 倍	噸	二六六貫六六
基 本	キログラム	二六六匁六六
千分ノ一	グラム	二分六六
一貫は三斤、七五に當る	匁	

一斤は六〇〇匁に當る
貫を瓦に直すには四で割り十五倍する
斤を斤に直すには〇、六を掛ける
斤を斤に直すには十倍して六で割る
百匁に對する値段を一斤に付求る場合は八倍して三で割る。
一斤に付ての値段を一斤に付求る場合には十倍して六で割る。
一斤の値段を百匁に付求る場合は八で割り三倍する
一斤の値段を一斤に付求る場合は十で割り六倍する。

◎儲かる副業

岩武町 技手

萩町で副業を奨励してより二星霜、其の間各位の熱誠と愛町の精神とに基き斯業の第一目的である勤勞の美風著しく目立つて參り、未曾有の不景氣の爲、製品販賣上大頓挫を來しましたに拘わらず勇往邁進せらるゝの一事は必ずや將來萩町に何物かを齎らす

ものと信じ、町の爲慶賀に堪へぬ所であります。我々が日々の努力と研究とに依り、其處に利益の寶庫を見出し眞に福利を増進すると言ふことは、處生上寸時も忽にするを得ないのです。
吾が萩町に於て行はれつゝある副業は多岐に亘り、有利と認められたるものは、皆行はれて居る有様で此の點意を強くするものでありますが、其の經營方針に於て、今少し考究を周らし、利益の増加を圖ることは、副業獎勵上第二段の方策なりと考へ、茲に儲る副業と題し、先進地の狀況並に其の發達の徑路を紹介して、御參考に供します。

不景氣の語は日々繰返し聞く所であります、徒らに不景氣を唱へるのみでは、景氣は來ませぬ、要は吾々が利益と信ずる事業に向つて研究し、邁進して、多角形の業を營むこと、即ち副業に依り、利益を擧ぐることに、不景氣追拂ひの一方策であることを信じて疑はぬのであります。本稿は最近に於ける先進地の實況であつて、吾が萩町に於て、既に、行はれつゝあるもの乃至は當地に於て、將來實施して儲かるもののみを紙頁の許す限り、稿を逐ひ掲載

することと致します。深く御研究の上、實施下されば望外の幸とする所です。

□竹細工の利用方法は盡きぬ□

私共の生活にお馴染の深い日用品ばかりでなく、今では貴金屬にも比すべき高貴品をして、海外市場にまで歡迎されて居る竹細工は、黎明期の今日にして、斯くの如くですから、研究の如何に依つては、實に洋々たる前途を控へて居ると云ふべきであります。

今は全國到處竹細工に従事せぬ所はありません、併し、各府縣共に生産地は非常に局部的で一般に普及して居りませんし、世の需要力も、未だ〳〵豊ですから、取引先さへ考慮するなら十二分安心してやれる仕事であります。

さて、全國各府縣でどんな竹製品が多く出てゐるか其の變遷の大觀を記して御參考に供しませう、左記は農林省に於ける近年の調査に依るもの各府縣共に舊來行はれて居るもので尙將來益々増加する傾向あるものばかりであります。

□各縣竹材利用狀況（括弧内は舊來に比し不況の狀

根曲竹製籠類、▲秋田：樽タガ、籠、箆、簾▲岩手：籠、箆、行李▲山形：製産準備時代▲福井：竹箸、籠（竹笠、行李）▲石川：魚籠、傘骨、鰯網浮竹、▲富山：蛇籠▲鳥取：傘▲島根：行李縁竹、蠶具▲廣島：傘骨、籠類▲岡山：竹製玩具、籠類、蠶具▲和歌山：傘骨、セメント樽タガ▲山口：籠箆、海苔簾、箸▲徳島：度器、竹箸、連枷、傘▲香川：輸出向日傘同籠類、内地向團扇▲愛媛：蠶具、果物籠、漁業用箆、（傘、提灯）▲高知：セメント樽タガ、傘骨▲福岡：箆、籠類▲大分：籠、箆、竹製玩具、竹工品▲佐賀：箆、簾（行李、バスケット）▲長崎：籠、箆▲熊本：日奈文細工、箆、團扇、傘（箆竹、下駄表、竹箸、屑籠、花籠）▲長崎：魚網浮竹、箸、竹バイブ扇骨、筆軸、洋杖、編物用棒、蠶具（竹瓦）▲鹿児島：釣竿、布袋鞭根、卷心竹、蠶具、箸、傘、竹バイブ（竹ナイフ、同匙）▲沖縄：箆、籠、釣竿、竹垣用屋根茸用▲東京：箆、籠、糖篩、團扇置、手拭置、美術花籠▲神奈川：美術花籠、手拭置、旗竿、ステッキ▲北海道：籠、魚籠、茶碗籠、龜の子箆、文庫用籠

況にあるもの及現状維持のもので、將來増加の見込なきもの）▲京都：活花筒、扇子（傘、提燈、内地向團扇、フケ取り）▲大阪：竹籠、團扇、扇子、簾竹齒刷子、竹行李、建築用材、（弓箭、竹杖、竹鞭、箆軸、筆筒、竹楊子、傘）▲兵庫：有馬籠、行李、綠竹、簾用、竹輪、箆軸▲新潟：傘、團扇、扇子、簾提燈▲埼玉：永囊、竹箸、養蠶具、箆、傘、旗竿、釣竿、晒竹、扇子、團扇、▲群馬：養蠶具、行李、壁下用（蛇籠、桑篩、糖篩）▲千葉：魚網の浮竹籠、海苔簾竹、樽タガ▲茨城：樽タガ▲栃木：番傘（米場用篠箆、箆、織物製用籠）▲奈良：籠、傘、提灯、▲三重：番傘▲愛知：輸出向花籠、同紙屑籠、同買物籠、同扇子▲静岡：傘、度器、製茶機械、竹釘、建築用品、農業用品（輸出向静岡竹器、同竹ステッキ、同竹行李、バースケ、竹羅宇）▲山梨：箆養蠶具、葡萄籠、竹行李、傘、提燈、扇子、團扇▲滋賀：扇骨、輸出向釣竿、市通籠、サ、ラ▲岐阜：傘、提燈、團扇▲長野：クロ竹細工、蠶座▲宮城：竹行李、ビール籠、養蠶具、箆（箸、提燈）▲福島：鮮魚輸送用籠、樽タガ（蠶座、箆、梨園の棚竹）▲青森：

以上に依つて見ても分る通竹細工は全國各府縣で獨特の製品を出して居りますが、竹材の分布狀態によつて製作品種にも自から區劃が付て居ります。由來我國の竹林（主として若竹、淡竹、孟宗竹）は冬季寒冷な東北地方や北海道を除いては、到る所よく生育し良質の材が得られるので製作品も豊富であります。

□全國の模範地愛知縣東野□

農林省の調査によりますと、産額から見て全國の首位を占めてゐる所は、東海道筋の愛知、静岡兩縣です、何れも年産額一百万圓を突破して居ります。品質は實用向の種類が主で次は傘骨や竹皮草履などですが、愛知縣下の東野物が代表的に人氣を呼んで居る様です。

東野村は名古屋から六里、戸數二百六十戸程の村落でこれが全國で有名な丹羽郡古知野町の東野であります。大正十年には有限責任東野信用購買組合を組織して材料の共同購入、生産品の共同販賣を全部組合の事業としてやり出したので、問屋の手が省け夫れた

け組合員の利益を増すことになりました、現在東野に於ける組合員は百二十八名に達し理事四名、監事三名、事務員三名を置き、組合の事務を執つて居りますが、生産品を貯藏する爲倉庫を四棟も有して居ります。大正十年此の組合信用部の貯金は一萬五千四百圓に達しましたが、昭和四年三月末には四萬四千六百餘圓となり七年間に三萬圓の貯金増加を示して居ります。

これが皆組合の資金に運用され、今後とも逐年増加して行くでしょうから、組合員の囊中は年々温まる一方です、そんなら竹細工は如何程収入があるものか矢張り東野を標準として仔細に調べて見ませう

□収益の多い實用籠□

先づ一番素人で着手し易い品種二つ三つを取り上げて、資本と収益の關係を明かにしませう。

▲養蠶用の桑籠：これは普通高さ三尺、圍り六尺七寸、直径二尺の丸籠で一個の量が一貫匁内外、二個で一組なのが普通です。

材料となるものは、若竹、孟宗竹が主ですが、差し詰め要る物は道具です、道具と云つても竹割鉋（五

が最適といはれます。
道具としては木鋏二丁(三圓位)小刀二丁(一圓)壓縮機ジャッキ六台(十八圓位)手編機三台(三圓)ざつと二十五圓かゝります。

之を作るに要する時間は普通のもので、十足分に二十時間、上手になると十五時間で充分です。

十足分の竹皮代が三圓、蘭代二十錢、結局材料費として三圓二十錢であります。

足履は普通一足六十錢で賣れますから十足で六圓、差引二圓八十錢の純益が一日半で得られます。

之を取扱ふ問屋は全國到る所の都市にありますか、

愛知縣では大阪、京都、甲府などへ出して居ります
始めから特約して問屋へ直接賣り込むのが得策で、

新たに販路を開拓せねばならぬ所は近くの市街地の商店と交渉する方法もあると思ひます。

□一日一圓の純利益□

▲ 箆籠の收支：問屋を経る材料の種類と価格は時と所に依つて違ひますが、取引の盛んな關西の市價を標準とすれば、次の通りです（但し昭和五年春期市價）

十錢）とヒゴコギ（二十錢）があれば澤山です。仕事は始めの内一個を作るに入時間位かゝりますが、慣れるに従つて五時間で十分です、一個一圓五十錢で賣れるものとして、一個當り苦竹四十錢、孟宗竹十錢、計五十錢で材料は得られますから一圓の儲けは確實です、少し上手になれば平均一圓二十錢の收入は容易に得らるゝそうです。

▲桑葉の入れ籠：これは深さ二尺一寸徑一尺八寸網代編みにするもので道具としては鋸（一圓五十錢）及（一圓）目通し（八十錢）あれば結構です。

材料として六寸竹が手ごろで上達すると一個四時間位で十分仕上りますから一個一圓と見て三圓材料費として一圓二十錢結局一日に付一圓八十錢になります。

是等の品は養蠶地方にどん／＼賣れますから出荷組合でも組織して販賣したら、理想的な副業となりませう。

▲竹皮草履：此の草履に用ふる竹皮は日本物でも間に合はぬことはありませんが、吟味すれば問屋を経た支那物に限り、苾繩にするものは桑名産の蘭

▲苦竹六寸物(周)一束に付二圓五十錢、七寸物同二圓七十錢、八寸乃至九寸物同三圓十錢、一尺物同三圓十錢(現在は約前記の半額に下落して居ります)

この實用箆は習得が容易で少し慣るれば一人一日で一升箆にして七個、三升箆なら、五個半は樂に作れます、同様の大きさの籠なら箆の二倍乃至三倍半の生産能力で埒るものとされます。さて實際の商況と純利計算のことですが、是は材料たる竹の値段と製作品の市價とが時により地方によつて相違して居りますから、到底正額なる算定は望まれません、それで農林省昭和五年度調査に依る主要府縣産箆類の東京市價と主産地の市價を左に掲げますから、各自は在住地方の材料費を差引いて大体の收益關係を算定して見て下さい

種類

市場標準卸値

同小賣

米磨筴甲州產一斗

東京三十錢内外

五○錢內外

同五升筴

同

四〇錢

同三升策

同

三〇錢

同
一
升
筭

同
一五錢〃

二〇錢

が最適といはれます。

道具としては木鋏二丁(三圓位)小刀二丁(一圓)壓縮機ジャッキ六台(十八圓位)手編機三台(三圓)ざつと二十五圓かゝります。

之を作るに要する時間は普通のもので、十足分に二十時間、上手になると十五時間で充分です。

十足分の竹皮代が三圓、蘭代二十錢、結局材料費として三圓二十錢であります。

足履は普通一足六十錢で賣れますから十足で六圓、差引二圓八十錢の純益が一日半で得られます。

之を取扱ふ問屋は全國到る所の都市にありますか、

愛知縣では大阪、京都、甲府などへ出して居ります
始めから特約して問屋へ直接賣り込むのが得策で、

新たに販路を開拓せねばならぬ所は近くの市街地の商店と交渉する方法もあると思ひます。

□一日一圓の純利益□

▲ 笨籠の收支：問屋を経る材料の種類と価格は時と所に依つて違ひますが、取引の盛んな關西の市價を標準とすれば、次の通りです（但し昭和五年春期市價）

飯籠五升 東京 五五錢内外 七〇錢内外
同三升物 同 四〇錢 五五錢

其の他千葉の三つ組は東京市價五十錢から五十五錢
同四つ組は九十錢内外、同五つ組は一圓四十錢、埼
玉産二寸ッポは九十五錢、同中揚げは七十五錢、同
八升物五十五錢、阿波産五ッ入子は大阪市場で一圓
十錢から一圓三十五錢、飯籠二升三ッ入子は兵庫市
場で三圓八十錢、買物籠中一個兵庫で二十一錢から
二十二錢、紙屑籠三ッ入子兵庫で七十錢から七十三
錢。

今假りに東京市場へ盛んに出す山梨の例を取れば、
材料費一升箆七個分としてスズ竹一貫八百々(二十
錢前後)三五個半分として一貫七百五十々(十八錢)
ですから一升箆卸値十五錢とすれば差引一人八十五
錢、三升箆卸値十九錢とすれば八十六錢の純利が見
られます。

箆、籠類丈の年産額三十萬圓を出して關東地方に
比較的重きを爲す群馬縣の例を取れば、

▲八升入箆：原料代六圓十錢で六十二個製出される
から一個の原料代約十錢、市價六十錢、一個の仕

上時間七時間一日平均二個として差引一圓の純利と
爲る

▲味噌こし：原料二十錢で十一個出来るから一個の
原料代一錢、市價賣二十錢、一日に六個作つて一
圓二十錢は儲かる。

以上は主として組合の手を経て捌けるが、組合の無
い山村では、市街地の商人との間に仲買人と聯絡を
取る必要があります。一道三府四十三縣、竹細工の
過半数は殆ど申合せたかの様に箆と籠類で占められ
て居ます、併しこれは日用品たるが故に大都會地の
近接地なる程有望な譯で、人家のまばらな山村であ
る程不利な仕事となる譯であります。(未完)

●獨逸産業に對する戒律

- 一、一錢の經費を拂ふにも、我が獨逸人の利益とな
るやう注意せねばならぬ
- 二、外國品を買ふ場合には、それだけ自國を貧乏に
するものなる事を忘れてはならぬ。
- 三、汝の金は決して獨逸人以外の者に儲けさせては

ならぬ。

四、獨逸の工場は決して外國の機械を使用してはな
らぬ。

五、外國の食料品を汝の食卓に用ふことは斷然排
除せねばならぬ。

六、文字を書くには獨逸のペン、獨逸のインキ及び
獨逸の吸取紙を用ひて、獨逸の紙に書かねばなら
ぬ。

七、獨逸の小麥粉、獨逸の果實及び獨逸のビールだ
けが眞に汝の身体に獨逸魂を宿らすものと知らね
ばならぬ。

八、若し我が獨逸のモルトコーヒ(麥芽製の珈琲代
用品)を好まぬならば獨逸殖民地のコトヒを飲ま
ねばならぬ。

九、衣服には獨逸の布を用ひ、頭には獨逸製の帽子
を被らねばならぬ

十、御機嫌取りの外國人の甘言に迷はされ、以上戒
律を破らぬやう注意し、他人が何と言ふとも、獨
逸の生産品は我が祖國獨逸のため唯一の價值ある
物たることを堅く信ぜねばならぬ。

以上十ヶ條の戒律は要するに國產品愛用といふ一
語に盡さる譯なるも色々事を面白く書きながら
一般民衆の愛國心に訴へてゐる所に苦心の痕あり

●題 名物に甘いもの

無しとは誰が云つた

門司販賣所指定商

八幡市 山縣 淺作氏作

一、喰ベテ見ナンセ

萩夏蜜柑

甘味酸味ノ

調和ガ取レテ

二、コンナ結構ナ

味ガ湧ク

蜜柑愛護デーヲ

萩夏蜜柑

皆ンナ一緒ニ

今日トリ決メテ

三、ジャケンナ買手ニ

立木賣ヤメテ

御世話トドイタ

聯合會デ

四、台積スレバ

御化粧籠へ

御嫁入先ハ

運賃安ク

帝國農會

要所ノニヤ

間屋ノ關所

五、雪ノ札幌

昔ユカシキ

櫻ノ御江戸

輸出盛シキ

京都ノ都

六、金ノ先鋒

横濱神戸

城デ名高イ

イハズモ名古屋

日本ノ喉首デ

大阪天満

七、帝國農會ノ

盛シナ門司ニ

何時モ親切ナ

幹旋所ガ出來テ

所員皆シナデ

所長サン初メ

八、賣買監督ヤ

大立廻リ

親モ及バヌ

集金マデモ

九年、一致團結

懸命ノ御世話

出荷組合

今日雲晴レテ

サアサ乗セマセウ

禪締メテ

一〇、困苦缺乏ハ

心ヲ合セ

松陰先生ノ

縣外移出

祖先讓リノ

朝飯前ト

一一、ナサチバ止マヌ

遣訓ジャナイカ

萩武士堅氣

萩魂ヲ

起セ身ノ爲メ

國ノ爲メ

家ニヤ黃金ノ

花ガ咲タ

財政經濟

◎納稅獎勵金交付

昭和五年度前半期六ヶ月間の納稅成績に依り獎勵金の交付を受けたる當該區長役場及其の金額左の如し

金拾圓拾八錢	川島第一區
金六圓參拾壹錢	川島第二區
金四圓九拾七錢	川島第三區
金六圓七拾參錢	土原第一區
金拾四圓四拾八錢	土原第二區
金參圓四拾五錢	土原第三區
金八圓拾七錢	橋本町區
金四圓六拾四錢	御許町第一區
金四圓六錢	御許町第二區
金壹圓九拾八錢	唐樋町區
金拾貳圓八拾貳錢	江向第一區

金七圓四拾九錢
金參圓參拾八錢
金貳圓八拾四錢
金四圓拾八錢
金七圓六拾五錢
金六圓五拾貳錢
金四圓四拾四錢
金貳圓參拾參錢
金九圓貳拾五錢
金五圓八拾五錢
金參圓五拾參錢
金參圓
金壹圓參拾四錢
金四圓拾九錢
金參圓拾六錢
金壹圓九錢
金參圓四拾九錢
金貳圓拾壹錢
金貳圓參拾五錢
金貳圓六錢

江向第二區
江向第三區
江向第四區
河添第一區
河添第二區
平安古町第一區
平安古町第二區
平安古町第三區
堀内第一區
堀内第二區
南片河南古萩町區
吳服町一二丁目油屋町區
古魚店春若北片河町區
樽屋町今魚店町區
北古萩第一區
北古萩第二區
鹽屋町細工町區
戎町區
瓦町區
米屋町區

金六圓七拾四錢
金五圓五拾參錢
金五圓貳拾八錢
金壹圓貳拾五錢
金參圓拾錢
金參圓貳拾八錢
金貳圓貳拾八錢
金四圓參拾壹錢
金五圓貳拾五錢
金拾圓貳拾四錢
金貳圓九拾七錢
金壹圓五拾八錢
金六圓四拾八錢
金六圓參拾參錢
金參圓參錢
金貳圓六拾七錢
金八拾九錢
金五拾七錢
金八圓八拾九錢
金參圓貳拾錢

東田町第一區
東田町第二區
西田町區
津守町區
上五間町區
下五間町區
吉田町區
古萩町區
今古萩町區
熊谷町區
濱崎新町第一區
濱崎新町第二區
濱崎町第一區
濱崎町第二區
濱崎町第三區
濱崎町第四區
東濱崎町第一區
東濱崎町第二區
目代區
中津江區

金拾壹圓四拾貳錢 上野區
金參圓八錢 椎原區
金貳圓參拾參錢 中ノ倉第一區
金參圓九拾六錢 中ノ倉第二區
金壹圓七拾八錢 松本市區
金壹圓五拾四錢 船津區
金參圓貳拾貳錢 無田ヶ原區
金九拾壹錢 香川津東區
金壹圓六拾壹錢 香川津西區
金參圓四拾壹錢 香川津北區
金貳圓九拾貳錢 鶴江第一區
金參圓五拾九錢 鶴江第二區
金五圓貳拾六錢 前小畑區
金壹圓五拾參錢 後地區
金五圓六拾七錢 小畑浦第一區
金參圓九拾四錢 小畑浦第二區
金七圓六拾貳錢 後小畑區
金九拾六錢 越ヶ濱第一區
金九拾七錢 越ヶ濱第二區

金壹圓參拾貳錢 越ヶ濱第三區
金壹圓六拾四錢 越ヶ濱第四區
金貳圓七錢 越ヶ濱第五區
金壹圓拾壹錢 越ヶ濱第六區
金七圓拾壹錢 河內區
金六圓八拾壹錢 笠屋區
金拾貳圓七拾壹錢 大屋區
金拾貳圓七拾五錢 冲原區
金四圓八拾參錢 霧口區
金四圓六錢 金谷區
金四圓七拾六錢 椿町區
金五圓六錢 雜式町區
金四圓九拾錢 濁淵區
金拾壹圓四拾七錢 青海區
金七圓六拾五錢 東木間區
金四圓六拾壹錢 西木間區
金四圓七拾六錢 北木間區
金拾貳圓五拾四錢 山田第一區
金八圓四拾七錢 山田第二區
金參圓貳拾壹錢 奥玉江第一區

金壹圓參拾貳錢 奥玉江第二區
金貳圓拾壹錢 藤ヶ瀬區
金八圓拾九錢 玉江浦第一區
金五圓九拾八錢 玉江浦第二區
金七圓拾參錢 倉江區
金六圓四拾錢 小原區
合計金四百五拾參圓貳拾五錢也

軍 事

●昭和五年度九月分納稅成績

八六九三二 盜難 東濱崎第一區 田中 寅吉
▲一二二六後輪 紛失 濁淵區 永富 傳造
九月分の納稅は國稅畑租、雜地租の二種にして何れも完納の成績を得たり

●海軍大臣更迭

海軍大將正三位勳一等功四級男爵 安保清種
任海軍大臣 財部 彪

依願免本職

右十月三日午後一時三十分親任式を行はせられたり

●軍隊宿營

山口歩兵第四十二聯隊は聯隊長山口歩兵大佐以下將

●自轉車鑑札ヲ無効ニ爲したるもの

十月中紛失又は盜難の届出に依り新鑑札を交付したる爲無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如し(▲は乙二)

舊鑑札番號	事由	住所	氏名
八八八一五	紛失	堀内第二區	兼田 三郎
八八七八四	同	吉田町區	福壽 キチ
八八九七五	同	船津區	溝部 勳
八八六七一	同	東田町第二區	三好利三郎
八六七七六	同	藤ヶ瀬區	岩本榮次郎

校下士卒一千餘名と共に馬匹十五頭を率ひ十月十九日午後一時當町へ行軍椿區附近に於て攻防演習を施行し午後五時第一大隊は濱崎町及其の附近、第二大隊は香川津、第三大隊は鶴江に夫々宿營、同二十日午前八時出發、明木、佐々並村を経て歸營せり、町内は一般に國旗を掲揚し在郷將校分會員青年團員學校生徒兒童等多數迎送せり主なる幹部の宿舎左の如し

聯隊本部	濱崎町第一區	松本 卯一
第一大隊本部	濱崎新町第一區	田中槌五郎
第二大隊本部	香川津西區	中村 聞輔
第三大隊本部	鶴江第一區	岡田文三郎
第一中隊長舎	濱崎新町第二區	岡村 秀藏
第二中隊長舎	濱崎第三區	尾崎 久市
第三中隊長舎	同 第二區	竹内七三郎
第五中隊長舎	香川津西區	堀 彌四郎
第六中隊長舎	同 南區	福田 一良
第七中隊長舎	同 東區	山本 公房
第九中隊長舎	同 北區	村木五一郎
第十中隊長舎	鶴江第一區	村木 榮熊
第十一中隊長舎	同 第二區	佐伯 宇槌

●靖國神社祭典の際鐵道賃割引に就て

左の通其筋より通牒ありたり

陸普第四二五九號
軍人軍屬遺族鐵道運賃割引に關する件陸軍一般へ通牒

昭和五年九月三十日陸軍省副官 原 常成

靖國神社大祭(春秋二季の例祭及臨時大祭)に參拜せんとする陸軍々人軍屬の遺族に對する鐵道運賃割引證交付方に關し左記の通承知相成度

左 記

- 一、靖國神社に參拜せんとする祭神の遺族には陸軍省より旅客運賃割引證(以下單に割引證と稱す)を交付す
 - 二、遺族は別紙様式に依り調製したる表(遺族名簿)を添へ陸軍省に割引證を請求すべし
 - 三、割引證の請求は便宜聯隊區司令官、市町村長又は代表者に於て取纏め爲すことを得
- 前項の場合遺族名簿は之を一表に調製するものとす

す

四、割引證は一人一枚(往復)とし一遺族に對し四枚以内を標準として交付す

五、割引證記載事項中券面番號及使用者住所氏名年齢を訂正したるものは發行者の認印あるものに限り有効とす

六、割引證の記載事項中乗車區間及乗車等級(二等又は三等にして使用者の希望に依る)は使用者に於て記載(訂正したるときは使用者の認印を要す)するものとす

七、割引證に依る鐵道運賃の割引率は二三等共に五割引とす

八、割引證の通用期間並乗車券の通用期間等に關しては同證裏面注意書に依る(遺族名簿様式略す)

◎昭和五年度航空機操縱生募集

募集

- 一、採用人員 八名(陸上航空機操縱生四名、水上航空機操縱生四名)

一、志願者の資格 陸上航空機操縱生志願者

明治四十三年十二月一日より大正二年十一月三十日迄に出世の者

水上航空機操縱生志願者

明治四十四年十二月一日より大正三年十一月三十日迄に出生の者

一、採用試験 体格検査及學科試験

一、志願期限 陸上航空機操縱生志願者は昭和五年十二月一日迄

水上航空機操縱生志願者は昭和六年

一月一日より同月三十一日迄

其の他詳細は萩町役場兵事課に就き承合されたり

◎海軍志願兵募集

昭和六年召募せらるべき海軍生徒の員數左の如し

- | | |
|-------------------------|------|
| 海軍兵學校 | 百三十名 |
| 海軍機關學校 | 四十名 |
| 海軍經理學校 | 十五名 |
| 一、年齡明治四十五年四月二日より大正四年四月一 | |

日迄に出生の者但し海軍經理學校生徒は明治四十三年四月二日より大正四年四月一日迄に出生の者二、學歷、制限なし

通信

●十月中萩郵便局行事

十月十五日午前八時半より河野萩中學校教諭の「趣味の生活」と題する講話を一同聴講す
十月二十日松壽廣島逓信局監督課長は當局事務視察の爲午後四時過來局各種事務の視察を終へ歸廣
十月二十一日萩商業學校五年生約六十名は事務見學の爲午後一時來局北條局長より各種取扱事務に付詳細なる説明を聴き午後三時歸校
十月二十八日午前八時半より中所囑託講師の「教育勅語煥發四十周年に際して」と題する講話を一同聴講す
十月二十九日、三十日午前八時半より男子吏員の事務研究會を開催、各種事務に關する改正規則の研究

を遂げ午前十一時終了

●萩郵便局昭和五年十月分事務取扱状況

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
書留、價格引受	三、六八五	三、三三六	▲三五九
表記通常郵便物	五、六〇五	五、三九三	▲二一二
小包郵便物	二、二四〇	二、四二七	▲一八七
電報	四、二八〇	三、九四一	▲三三九
爲替振出	二、六八二	二、三六九	▲三一二
爲替拂渡	四、六二八	三、九〇七	▲七二一
貯金預入	二、二二七	一、九四五	▲二七二
爲替振出	一、四九〇	一、三〇九	▲一八二
爲替拂渡	二、〇八五	二、二六三	▲一七八
貯金預入	二、八二二	三、二七二	▲四五〇
爲替振出	二、〇八五	二、二六三	▲一七八
爲替拂渡	二、〇八五	二、二六三	▲一七八
貯金預入	二、八二二	三、二七二	▲四五〇

頃より工事に著手の豫定なり

●所屬未定地を町村の區域に編入

十月十日山口縣告示第六百八拾號を以て左記の所屬未定地を萩町の區域に編入の旨公示ありたり

- 萩町大字椿東字小畑浦地先 十坪七合五勺
- 一、海面埋立地面積 萩町大字椿東字中小畑地先 二十一坪九合六勺
- 一、海面埋立地面積 萩町大字椿東字小畑浦地先 三百四十四坪二合六勺
- 右萩町ノ區域ニ編入

●上水道豫定源水細菌検査の成績

萩町上水道豫定源水の細菌検査を其の筋に依頼したる處其の成績左の如し
一、採水場所 萩町大字椿東字上津江第二七八番地

貯金拂戻	口數	八四	一、〇九三	二六九
逓保險契約申口數	金額	三、〇七、七五五、五九六、四八	二〇、九八、六五三	三
逓保險契約申口數	金額	二〇三、五〇〇	三二四、七〇〇	一一、一〇〇
逓保險料徴収	口數	二、八六	一一、一四四	三三八
逓年金契約申口數	金額	七、〇五、七六〇	七、八三、〇六〇	七四六、三〇〇
逓年金掛金徴口數	金額	五、二〇〇	三、〇一五、〇七〇	二、九六、八四〇
逓年金掛金徴口數	金額	六、六三〇	二二七、八〇〇	一五三、一〇七

土木交通

●府縣道山口萩線の敷地買収を終る

府縣道山口萩線萩町地内唐樋町及び御許町の一部道路改修に要する敷地買収及家屋の移轉に關し十月二十日、二十一日の両日に宜り本縣係官來萩各所有者と協定の結果全部の承諾を了したるを以て本月末日

先阿武川筋一の堰表

- 二、採水日時 昭和五年十月六日午前十一時三十分
- 三、採水時の水温 攝氏寒暖計二十二度
- 四、細菌集落數一立方糎中 二、〇五三箇
- 五、病原菌 無し
- 六、集落検査方法

(イ)培養基種類 寒天培養基 (ロ)培養時間 四十八時間 (ハ)培養温度 攝氏寒暖計二十七度 (ニ)集落算出方法 採水部分ヲ川ノ中流及岸壁ノ上下ノ三ヶ所ニ求メ各部分ノ平均ニ依ル
因に前記の集落細菌は濾過装置に依り殆んど其の全部を取去り得るものなり

社 會 事 象

●伊藤公銅像除幕式

十月廿六日午前十時より伊藤公銅像建設會主催となり銅像除幕式を舉行。本縣知事代理、來賓、關係者、工事請負者等百數十名定刻著席高田松陰神社々司の

被式及降神式に次ぎ建設者、工事受負者、來賓の玉串拜あり、昇神式を終り伊藤公の昵懇者故吉田稔九氏令甥吉田市右工門令息浩氏の手により除幕を行ひ引續き事業報告、主催者の式辭、本縣知事、來賓の祝詞祝電の披露あり十一時閉式、直に祝宴に移り正午散會せり

因に事業經過報告を左に掲ぐ

伊藤公銅像建設に付きまして今日迄の經過の概要を報告致します。

此の銅像は故兵庫縣知事服部一三氏の御遺志に依り其の遺族より萩町に寄贈せられたるものでありまして之を公の舊宅地域内に建設したきことを阪神及萩地方有志者に於て申し合せ同時に伊藤公銅像建設會と言ふ會員組織のもとに設立し本事業を遂行することになり本年五月三十日建碑に關し本縣知事の許可を得次で七月二十四日工を起し昨日を以て豫定通りの工事全部を完了したのであります

而して本年の設計に付ては斯道に造詣の深き明木村津守乙熊氏を煩はし指導を受けることとし萩町

技手中村新一、山崎重藏兩氏監督の許に萩町石工組合をして銅像基石を竣成せしめたのであります工事の概要を申しますれば銅像の台石は徳山産の花崗石材を用ひ下基石は六尺中臺石は三尺五寸の各正方形に又上覆石は三尺四寸角と二尺四寸角の二箇と爲し地上よりの總高さを拾尺と致しまして更に下臺石の外側周圍に十二尺四方の砂留石を据へ付け鎖付の小柱十二本を立つることにしたのであります之に要せし工費は八百四拾圓であります次に敷地は萩町有地を無料を以て使用することの諒解を得内百六十七坪を充用せし所地形上更に北側の隣地四坪を要することとなり齋藤郷熊氏より之を譲り受け合計百七十一坪としたのであります而して東西北の三方は石垣を築き又東北の兩側は生垣を圍らし西側はコンクリート構造の門柱二臺を立て、其の兩側に同質の小柱の柵を設けました此の工費三百五拾餘圓でありまして其の他の諸費を合し本事業費總額は千七百八拾餘圓を要することになるのであります

畢りに本事業は萩町椿東出身神戸市在住の福本義

亮氏及び大阪市在住の杉道助氏の幹旋努力に其の

端を發し萩町關係者亦資金の蒐集に奔走せられましたことは感激に堪へざる所でありまして本事業が終始一般より好感を以て迎へられ援助を受けたることも社會教化の上に於て極めて喜ばしきことでありますのみならず其の設計の宜しきと工事請負者の誠實なる作業に依り本事業をして豫定通り遂行し得たことを併せて感謝する次第であります而して本日現在の本建設會員數は百九十七人でありまして醸出會費の總額千七百八拾貳圓となつてをります是等の收支決算の詳細は追て文書と爲し報告することと致します尙本建設會の會則に示しある如く此の事業の全部完成の上は新に増加したる敷地及び建設物共全部之を萩町に寄附し其の管理を確實のものたらしむる筈であります

豫め御諒承を願ひます

至極簡單でありますが以上の事項を申述べまして事業の經過報告を致します

昭和五年十月二十六日

伊藤公銅像建設會

◎伊藤公銅像建設に就て

河野通毅

今回伊藤公銅像建設に就いては蔭ながら心配して居ましたが頃日ふと末松謙澄氏著「孝子伊藤公」を読みましたが左の一節がありました。御氣付の御方もあるかと思ひお目にかけます。

或年の公の誕生日を機として公の知人等十數名から公の銅像を造つて公に贈り將に滄浪閣の庭中に据付けんとした。其時公は自己の銅像を儼然と自己の庭中に置き以て子孫に誇示する如き様に見ては古の道にあらず子孫の戒にもならずとて滄浪閣の邸内に建つことは辭退せられ聊か素志の一端を行ふとて其の場所に四賢堂を建てたのである（註、公は三條岩倉、木戸、大久保四公を尊信して四公の銅像を宮城前の廣場の楠公像の附近に建てんとの志があつたが果さなかつた、そこで四公の眞影を壁にかけ四公を祀られて居つたのである）扱て又銅像の處置に付ては如何なる處に建つべきかと寄贈者より參考にとて公の意中を探りたるに公は答へて伊勢大廟の附近

か神戸の片隅かなれば予に取りては仕合せである、大廟は予の最も尊崇する所又神戸は平生景望する楠公の緣故地なるのみならず予が維新後初めて朝廷の御用を勤めた處であると言はれたので寄贈者は遂に神戸の楠公社の境内に地を相して之を建てたといふことである。

註此の銅像が服部氏の手に歸しやがて今回萩に建設せられたものと思ふ、公が楠公を崇信せられたことは著しく其一例としては公の持佛虚空藏菩薩は實に藤原藤房卿が楠公父子の冥福を祈る爲め頸にかけて諸國を廻歴したる時のものである。

◎伊藤公に關する書籍目録

萩圖書館

萬里平原南滿洲 風光濶遠一天秋

當年戰迹留餘憤 更使行人牽暗愁

伊藤公絕筆詩 井上侯藏（藤公詩存の中より）

伊藤公實錄 中原邦平 明治四三 一冊四乙四 一四只

藤公餘影 古谷久綱 明治四四 一〇〇

孝子伊藤公 末松謙澄 一〇〇 一九四

共に最も信すべき著述

伊藤博文公 博文館太陽 明治四一 〇七四 四二

臨時増刊

1、外人の伊藤公觀²、名士の伊藤公觀³、雜俎

伊藤博文言行錄 秋山悟庵 大正二 一四乙四 三二

伊藤博文公小傳 杉原勝臣 大正二四 一〇七四 一〇二

藤公美談 里村千介 大正二四 一〇七四 三

伊藤公應答 末松謙澄 明治三三 一四甲二 二三

維新風雲錄の中にあり

新日本の豐太 高須梅溪 大正二 一四乙二 三七

閣伊藤博文 明治代表人物の中にあり

伊藤公の元勳談中央新聞社編明治三三 一四乙四 五

下關春帆樓 兩雄の會見大園市藏編明治四一 一四六 三

伊藤博文秘錄 伊藤博邦監修 昭和四一 〇七四 二二

春畝公秘錄 東京日々新聞 自昭和三十月十三日 至全四六月二十五日 切抜の綴 全 二三

日露開戦と元老内議の大意以下公の公私生活に關する記事

伊藤公の最後 哈爾濱日 昭和二 一〇七四 六

伊藤公全集 小松綠編 昭和二三 〇七〇 三五

第一卷（文集、書翰、詩歌、筆跡）

第二卷（政治、演說、學術、講演）

第三卷（正傳、直話、逸話、隨筆）

伊藤博文 伊藤仁太郎 昭和四一 〇三二 二

（痴遊全集ノ中）

藤公詩存 末松謙澄編 明治四四 一三甲四 一六五

帝國憲法 義解 伊藤博文 明治三三 一五甲二 九

●遠大なる理想を以て露國に出張の途次、秋風落莫

たる異域の地ハルビン驛頭に於て兇漢の手に斃れ

られし伊藤公の偉大なる生涯も、六拾九年にして遂

にやみぬ、嗚呼何たる痛恨事ぞや、報に接して國民

哭慟せり。時恰も明治四十二年十月二十六日午前九

時三十分の事なりき、爾來星霜二十有餘年、公の偉

勳鴻業は、日月と共に懸り、内外上下の共に追慕し

て止まざる所なり。

●會有志の間に公の銅像建設の企圖あり。地を公の舊宅隣接地に卜して、工事の竣成に努めしが、工竣りて伊藤公銅像建設會は恰も今日十月二十六日除幕式の舉行あるに至る。後來永く椎原台上に公の高風

を仰ぐ事を得るは吾人の欣舞する所なり。

●是の日萩中學校の香川政一氏廣島放送局の依頼に應じ、公の幼時に關して放送せらる。此の盛事も、一に皆公の盛徳の然らしむる所なり。

●爰に本館は公に關する書籍の目録を作りて謄寫に附し、聊記念の意を表せんとす

●右の目録は、大体出版年次に依り、傳記、逸話、著書等の順に配列せり。冊數の右上に圈のあるは和装なり。

昭和五年十月二十六日

◎越ヶ濱第四區主婦會發會式

十月廿四日萩町主催教育勸語渙發四拾周年紀念式舉行の日をトし同日午后七時より越ヶ濱上水道事務所に於て其の發會式を行ふ林萩町長、磯部越ヶ濱小學校長、岩崎駐在巡查、永安上水道技手多田萩町書記井町區長外有志臨席開會の初め教育勸語奉讀長安技手の挨拶に次ぎ林萩町長磯部小學校長の講話あり會員中より兼本チヨ氏を會長に推選し今後は隔月に例

會を開催することに協定同十時散會せり

◎長門峽並萩史蹟の活動寫

眞映畫

過般鐵道省觀光局に於て海外觀光客に展開用として撮映したる活動映畫に付龜井萩驛長より同郷の關係ある中山太陽堂に對し廣告兼用の意味を以て映畫一卷を萩町に寄附する様交渉中の處今回其の承諾を得たるに依り近く之を取寄せ公開を爲す筈なり

◎公人及私人

田代鐵道省山口建設事務所長は長門線鐵道開通式打合せの爲十月二日來萩

田中本縣工場監督官補は定期機關檢查の爲十月二日來萩

清水谷本縣學務部長は管内各學校視察の爲十月八日

來萩

日本生命保險株式會社廣島管内代理店員三十名は史蹟見學の爲十月十一日來萩

平野農林省農務局農政課長●廣岡本縣商工課長●石井本縣農事試驗場場長●淺井本縣農林技師●佐伯本縣農林技師●齊藤帝國農會東京販賣幹旋所長●池田同大阪販賣幹旋所長●照山同門司販賣幹旋所長●三木神戸販賣幹旋所技師●吉岡帝國農會幹事●寺島門司鐵道局運輸課員●國光本縣農會會長●羽岡同會技師●井上同會技師●山縣指定商人は帝國農會及縣農會主催農產物配給改善協議會用務の爲何れも十月十一日來萩

姫井山口縣海外通商組合委員●櫻井縣屬は海外通商組合協議會用務の爲何れも十月十六日來萩

豐浦中學校教職員廿名は史蹟見學の爲十月十六日來萩

島田山口師範學校校長は郷土資料の件に付廿六日來萩

毛利元昭公爵は懷恩會列席の爲十月十八日來萩

山口歩兵第四十二聯隊全員行軍演習の爲廿九日來萩

徳山實業實踐學校教員生徒三十五名は史蹟見學の爲十月二十日來萩

栗屋前文部次官は東京府立豊島師範學校二階教諭と共に町内各學校視察並史蹟見學の爲長門峽を経て十月廿二日來萩

廣島師範學校專攻科生徒四十三名は史蹟見學の爲十月二十四日來萩

室積女子師範學校生徒四十八名は史蹟見學の爲十月廿四日來萩

原田本縣地方課長は岩根本縣考查員と共に伊藤公銅像除幕式舉行に際し知事代理として十月廿六日來萩

賀田朝鮮皮革株式會社社長は展墓の爲十月廿七日歸萩

井上侯爵母堂スエ子刀自外八名史蹟見學の爲來萩

三村山口建設事務所員鐵道開通式事務打合せの爲十月卅一日來萩

●寄贈圖書

賀田直治著

一、農山村問題篇 心の植樹 餘録 數部

一、賀田直治著 我邦産業振興の一方策として 信託機關の充實、殊に農事信託機關の必要に就て 數部

賀田直治殿

一、國際勞働機關創立十週年記念放送 一部 山口縣社會課殿

衛生

●昭和五年一月以降傳染病患者數

病名	十月中	九月迄	計
赤痢	1	29	30
疑似赤痢	1	1	2
腸チフス	4	30	34
バラチフス	14	16	30
疫痢	1	33	34
デフテリア	1	7	8
猩紅熱	1	1	2
計	22	126	147

●昭和五年以降死亡者埋火葬別

十月中 九月迄 計

●萩町人口及世帶數

十月一日第二回國勢調査に據る萩町の總人口は參萬貳千九拾參人世帶數七千戸（海上生活者拾九世帶を含む）にして一世帶に於ける人口四・五八八強、男は女に比して九百六拾五人少なく即ち男百人に對し女百六人二分に相當す、各區に於ける人口及び世帶數左の如し

區名	世帶數	男	女	計
川島第一區	五	二九人	二九人	五八
同第二區	一〇	一八	二四	四二
同第三區	八	一五	一八	三三
土原第一區	七	一三	一六	二九
同第二區	九	一五	二六	四一
同第三區	二〇	一九	一四	三三
橋本町區	五	一六	二六	四二
御許町第一區	四	一五	一四	二九
同第二區	五	一四	一四	二八
唐樋町區	一〇	二五	二九	五四
江向第一區	二四	一九	二五	五四

●十月中町立堀内病院の狀況

十月中入院患者及退院者其の他左の如し

入院患者數 退院者數 死亡者數 月末在院患者數

腸チフス	四人	七人	二人	三
疫痢	一	一	一	一
バラチフス	一四	一三	一	七
赤痢	一	二	一	一
疑似赤痢	一	一	一	一
猩紅熱	一	一	一	一
計	一九	二五	三	一〇

人事

同 第二區	九	一五	二九	三七	米屋町區	六	一五	一五	三〇
同 第三區	九	一六	三二	三〇	東田町第一區	六	一五	二二	三六
同 第四區	六	二五	一五	二八	同 第二區	六	一九	二四	四三
河添第一區	五	二六	一五	一五	西田町區	九	二三	二五	四五
同 第二區	五	一〇	一五	三五	津守町區	五	一一	一四	二五
平安古町第一區	一四	二五	三〇	五〇	上五間町區	五	一五	二三	二八
同 第二區	六	二七	一五	二七	下五間町區	八	一七	一六	三九
同 第三區	七	一四	一六	三八	吉田町區	七	一七	二九	三五
堀內第一區	九	二四	一三	四九	古萩町區	七	一六	一六	三四
同 第二區	六	一五	一八	三一	今古萩町區	六	一三	一四	二七
南片河町南古萩町區	五	一二	一七	三九	熊谷町區	一〇	二四	二三	四七
吳服町一、二丁目	五	一二	一七	三九	濱崎新町第一區	八	一六	一八	三五
油屋町區	五	二五	二三	三七	同 第二區	八	二〇	二〇	四三
古魚店町、北片河町春若町區	六	一六	一九	一四	濱崎町第一區	六	一八	一八	三六
樽屋町今魚店町區	六	一七	一三	二八	同 第二區	六	一五	一六	三五
北古萩町第一區	九	一六	一四	三七	同 第三區	六	一三	一四	二七
同 第二區	六	一七	一九	三七	同 第四區	六	一五	一五	二六
塩屋町細工町區	五	九	一五	一五	東濱崎町第一區	五	一八	一八	二六
惠美須町區	六	一八	二七	二五	同 第二區	八	一八	二六	四五
瓦町區	三	一三	一五	二七	◎萩町計	三、六二七、七七一	八、三七五	一六、〇四六	

目代區	二六	六	六	一五	越ヶ濱第一區	一六	二八〇	二八二	五二
中津江區	四	一〇二	二五	二七	同第二區	九	一五	一九〇	三四
上野區	三	一六	一六	三六	同第三區	二	一八七	一七二	三五九
椎原區	七	一四	一四	二四	同第四區	九	二五	二四三	四九六
中ノ倉第一區	四	一〇四	一一	二五	同第五區	七	一三六	一三五	二七一
同第二區	三	九	九	一八	同第六區	五	一八八	一六一	三四九
松本市區	六	一三	一三	二二	◎椿東區計	一、九四四、三八一 四、六九〇 九、〇七一			
船津區	九	二五	二九	四四	河內區	二	一五	九五	一七〇
無田ヶ原區	九	一八	二五	四四	笠屋區	二	七	六八	一四〇
香川津東區	五	一六	一五	三九	大屋區	八	二三	二七	四二〇
同西區	九	二三	二三	四六	沖原區	五	一九	一五二	三〇一
同南區	七	二八	一六	三四	霧口區	二	九	八四	一七六
同北區	七	一八	一九	三七	金谷區	四	五	九	一五六
鶴江第一區	五	一五	二九	三七	椿町區	七	一八九	二〇三	三九二
同第二區	一〇	一六	二五	四三	雜式町區	五	八二	二一五	一九七
前小畑區	一〇	二五	二七	五〇	濁淵區	八	二三	一七	三八一
後地區	四	九	二三	二五	青海區	五	二三	二四一	二六三
小畑浦第一區	九	一九	二三	四六	◎椿區計	五、一二五二 一、三四四 二、五九六			
同第二區	八	一四	二五	三三	東木間區	四	一五	一三一	二六六
後小畑區	六	一八	二二	三〇	西木間區	三	六	五	一五一

北木間區	三	七	一七
山田第一區	四	一	二七
同第二區	五	一	二五
奥玉江第一區	六	一	二六
奥玉江第二區	七	一	二八
藤ヶ瀬區	八	一	二九
玉江浦第一區	九	一	三〇
同第二區	一〇	一	三一
倉江區	一一	一	三二
小原區	一二	一	三三
◎山田區計	一三	一	三四
水面	一四	一	三五
總計	一五	一	三六

◎萩町の人口動態

昭和五年十月中 婚姻 離婚 出生 死亡 死産
一月以降累計 男 一、二八八 七人 女 一、二八八 七人

◎九月中出生届出の者

(○印は本籍なき者)

區名	戸主と氏	名	出生年月日
玉江浦	トウ子孫	河村 正一	昭和五年九月九日
浦小畑	菊之介孫	土井 嘉秋	廿七日
河内	留槌孫	齋藤ミヨコ	廿八日
土原	政一長女	松田 正子	十六日
目代	十次郎孫	三步一正男	十七日
上五間町	昇長男	吉山博太郎	廿三日
木間	市藏庶子男	伊藤 功	廿三日
鶴江	甚吉孫	戸倉 幸子	廿四日
浦小畑	音松長男	若松 一夫	廿五日
藤ヶ瀬	義佐一甥	堀本 國雄	十月一日
玉江浦	拾五郎二女	扇屋米子	九月廿四日
全	榮吉孫	永富 清治	卅日
藤ヶ瀬	孫一三男	堀 榮	廿五日
唐樋町	彌一姪	○高原 壽子	廿二日
平安古町	梅一從姪	藤田 壽雄	廿二日
江向	通六女	草刈タカ子	廿九日

堀内	虎治郎二女	須子幸子	全	十月一日
倉江	千代松長女	伊藤ツヤ子	全	九月廿八日
江向	新一三男	大田 信一	全	十八日
上野	正三男	鹽屋 昭夫	全	十八日
青海	武若孫	國司 靖子	全	十八日
北古萩町	芳弘二女	富賀見照子	全	十八日
今古萩	俊一二女	永見 啓子	全	廿五日
熊谷町	耕作五男	山本政太郎	全	廿九日
木間	龜松孫	中原アキ子	全	卅日
平安古町	友一二女	矢野チエ子	全	廿八日
米屋町	音松三男	神村 富夫	全	十月一日
大谷	盛藏庶子女	内富盛藏	全	廿四日
平安古町	三藏孫	山下 満江	全	十月三日
越ヶ濱	五郎六女	中村美枝子	全	九月三十日
沖原	尙義長男	平野 誠	全	三十日
山田	槌松孫	山藤 美男	全	十月二日
平安古町	須八五女	須子美智子	全	九月卅日
椿	清春二女	郡司 愛子	全	十月卅日
笠屋	幸槌孫	田村 勇	全	十月二日
平安古町	貞之孫	守田 重子	全	五日

船津	龜太郎二女	松浦みどり	全	九月廿七日
南片河町	五一四男	西村 公克	全	廿一日
香川津	一一二男	古谷 義政	全	廿七日
浦小畑	音松三男	藤井 勇	全	十月四日
濱崎町	民藏孫	井町 民三	全	三日
熊谷町	トシ孫	中村 悦子	全	三日
濱崎町	猪三郎孫	宇野 博	全	三日
鶴江	梅市二男	岩崎 壽	全	九月廿八日
前小畑	淳輔孫	岡田 昌子	全	卅日
松本市	武勇長女	廣瀬千鶴子	全	廿九日
雜式町	俊次郎甥	本原 靖夫	全	十月一日
全	俊次郎姪	本原美音子	全	一日
江向	戸主	堀 昭夫	全	九月廿九日
濱崎町	卯次郎孫	中島 咲代	全	廿九日
木部	喜十郎孫	水津 薫	全	十月五日
鹽屋町	來藏孫	中島 博	全	六月五日
濁淵	堅一孫	塩見 満子	全	十月七日
全	孫	鹽見 仲秋	全	十七日
松本市	壽雄孫	村上 勇	全	六日
木間	作藏長女	古谷八重子	全	五日

目代	七芳二男	山根	清全	一日
河添	彌吉姪	横山久仁子	全	九月廿三日
玉江浦	卓郎四女	村橋智恵子	全	十月三日
古魚店	萬三孫	福湯芳子	全	四日
濱崎町	彌三郎五女	山崎文子	全	七日
椿	吉一庶子男	山城屋博己	全	七月十日
惠美須町	德一二女	原田ノブ子	全	十月六日
濱崎町	五郎吉長男	大島隆太郎	全	三日
江向	哲己四女	松村文子	全	八日
津守町	良三五女	山根末子	全	五日
越ヶ濱	永次郎三女	吉川キミ子	全	五日
前小畑	虎吉孫	河村文子	全	十日
濱崎町	金藏三女	長岡富美子	全	五日
米屋町	松五郎二男	山口屋利治	全	七日
玉江浦	香一五女	三島靜子	全	十一日
川島	健三二女	土肥敏枝	全	九月卅日
濁淵	喜八孫	世良順子	全	十月一日
川島	虎五郎二男	榎本隆治	全	八日
濱崎町	六三郎孫	白井ミツ子	全	九日
唐樋町	正一二男	上邑周造	全	十四日

河添	元明長男	佐東昇	全	十一日
北古萩町	九十四男	山根四郎	全	九月十五日
今古萩町	閑長男	大庭幹一郎	全	十月十日
東濱崎町	一郎二男	山本博	全	十二日
椎原	末七二男	阿武孝榮	全	十二月
春若町	繁一庶子男	小野靜男	全	四年九月五日
浦小畑	貞吉孫	土井絹子	全	五年十月八日
古萩町	五郎長女	長嶺靜枝	全	十五日
濱崎町	彦藏孫	西村百合三	全	十一日
濱崎町	亦五郎孫	岡崎旭	全	十日
笠屋	八左工門二女	村岡サヨ	全	十三日
堀内	國藏孫	神崎定男	全	元年三月廿日
全	國藏孫	神崎一二三	全	五年十月七日
濱崎町	信三孫	田坂るみ子	全	四日
浦小畑	春介孫	岡幾太	全	四日
平安湖町	利吉長女	田中歌子	全	十日
椎原	清吉孫	芝トミ子	全	八日
大屋	信治孫	吉原貞子	全	十六日
江向	繁五男	阿曾沼充	全	十二日
中津江	太八孫	中原芳子	全	七月十七日

金谷	關一孫	栗屋啓郎	全	十月十九日
前小畑	勝造長女	奥野鑒子	全	廿四日
濱崎町	一熊二男	石川正明	全	十三日
北古萩町	勘兵衛孫	角屋超一	全	二十日
濱崎町	龜吉長女	松屋博子	全	十六日
唐樋町	タマヨ孫	藤原清	全	十八日
濱崎町	實義二男	西村朝雄	全	廿一日
全	寬一二女	西村文子	全	十八日
今魚店町	清一三女	八木谷幸子	全	十七日
南片河町	喜代槌孫	藤田清	全	十五日
奥玉江	貞作孫	引頭惠美子	全	二十日
沖原	俊男四男	羽鳥秋夫	全	十五日
鶴江	梅松長男	吉田輝子	全	九月廿四日
下五間町	廣一三男	河村安辰	全	十月十九日
鶴江	幸太郎孫	小藪靜江	全	廿一日
大谷	榮吉孫	金子勝彦	全	十九日
濱崎町	喜一孫	村田修	全	十七日
江向	伊助二男	中村和生	全	十七日
唐樋町	坂太郎孫	鎌屋司郎	全	十八日
香川津	孫一孫	安藤允子	全	十二日

◎九月中死亡届出の者

目代	延介三女	藤野尙子	全	十四日
米屋町	一太郎孫	池田嘉子	全	十八日
越ヶ濱	鹿松孫	井町弘	全	十九日
川島	實二女	河村淑子	全	五日
御許町	貞吉四男	吉岡保	全	十九日
東田町	正人二女	長岡万知子	全	二十日
江向	喜作長女	阿部好江	全	廿五日

區名	戸主と氏	死亡年月日
江向	戸主 福本滿次郎	昭和五年九月廿二日
倉江	甚藏六男 岩崎昭典	十一月廿日
濱崎町	朝一妻 三好ウメコ	八月廿九日
全	全長女 三好美恵子	五月十七日
平安湖町	祥湖三男 吉田威	九月廿七日
北古萩町	仍助長女 桂美代子	廿六日
平安湖町	吉治二女 永富朝子	十三日
土原	秀夫母 池田タツ	卅一日

(○印は本籍なき者)

土原	滿一繼母○野上	チヨ	全	十月一日	大屋	正成妻	山田	ツル	全	一日
香川	津戸主	西村	久助	全	越ヶ濱	戸主	石川	ハナ	全	八日
江向	孫一妻	村田	フミ子	全	濱崎町	猪三郎孫	宇野	博	全	九日
松本市	戸主	竹下	作兵衛	全	瓦町	市太郎母	大津	ヨシ	全	八日
東濱崎町	伊三郎三女	村木	ツマコ	全	奧玉江	金槌長女	近藤	幸子	全	十日
船津	亡直介母	内藤	ミツ	全	濱崎町	新一母	大津	ウメ	全	十日
津守町	戸主	佐渡房次郎	全	十月二日	濱崎町	猪三郎婦	宇野	トミヨ	全	十日
熊谷町	亡富五郎妻	平田	トラ	全	御許町	三槌婦	安田	トラ	全	七日
江向	戸主	中村	浅一	全	北古萩町	戸主	坂井鹿次郎	全	全	十二日
難式町	戸主	笹村	千代松	全	鶴江	伊勢松三男	濱屋	庄吉	全	十三日
今古萩町	萬一二女	高原	富美子	全	濱崎新町	戸主	岩崎善次郎	全	全	十三日
奧玉江	萬槌妹	小田	マシ	全	南古萩町	戸主	○原田茂三郎	全	全	十三日
越ヶ濱	戸主	富田	關藏	全	今魚店町	豐德祖母	松本	キチ	全	九月十六日
船津	戸主	水津	正次	全	土原	恭三郎母	齊藤	ウメ	全	十月十四日
江向	巖母○清水谷マン	全	全	六日	土原	市五郎姪○田原サト子	全	全	全	十五日
沖原	尚義妻	平野	チエ子	全	中津江	傳治孫	村尾	小治	全	十四日
香川	津勘三三男	田中	保治	全	江向	戸主	山根	松太	全	十一日
御許町	留吉妻	池田	ヒサ	全	椿	吉一庶子男	山城屋博巳	全	全	十一日
御許町	源三郎母	檜木	タキ	全	雜式町	平藏孫	河崎	光子	全	十六日
目代	戸主	溝部	乙松	全						

米屋町	五郎妻	坪井	イト	全	十七日	玉江浦	仙一父	森	仙之壺	全	廿七日
船津	戸主	中村	吉五郎	全	十七日	越ヶ濱	榮作姉	井町	ツネ	全	廿七日
堀内	戸主	兒玉	正子	全	十八日	中ノ倉	市平孫	品川	一雄	全	廿五日
濱崎町	伴二二女	須子	文子	全	十三日	平安湖町	喜代次郎繼母	池田	スエ	全	廿八日
川島	信妻	阿座上	マサ子	全	十八日	倉江	隆太祖母	岡	タカ	全	廿七日
沖原	戸主	田村龜太郎		全	十九日	平安湖町	戸主	田中	イシ	全	廿四日
濱崎新町	慶助妻	住吉屋ハナ		全	二十日	香川	津作治郎三男	中村	幸夫	全	廿四日
濱崎町	戸主	岡崎	旭	全	廿一日	越ヶ濱	戸主	濱村	チヨ	全	廿九日
平安湖町	戸主	岡村十治郎		全	廿一日	前小畑	卯吉六女	上田	ヨシ子	全	廿九日
堀内	戸主	椎原太三郎		全	廿三日	東田町	茂作二女	吉田	妙子	全	廿六日
越ヶ濱	隆輔三男	中村	仁	全	廿二日	椿町	戸主	山下與之助		全	卅日
古萩町	戸主	三輪和三郎		全	廿一日	濱崎町	善三郎妻	廣	フサ	全	四日
吉田町	七良二女	善積	操	全	廿三日						
平安湖町	吾一長女	三輪田	愛	全	大正十五年一月十日						
木部	戸主	堀	菊槌	全	昭和五年十月廿日						
東濱崎町	一郎妻	山本	キクヨ	全	廿四日						
川島	戸主	阿部	友吉	全	廿五日						
南片河町	戸主	倉増	幡助	全	廿六日						
土原	俊雄妹	山田	朝子	全	九月廿八日						
中ノ倉	清次郎二男	坂田	豐全	全	廿七日						

●十月中出入寄留者數統計

男	女	計	一月以降累計
出寄留 三〇人	三五人	六五人	七六五人
退去 二一	一二	三三	一七〇
計 五一	四七	九八	九三五
入寄留 二五	二二	四七	七九五

復歸 八 一六 一八一
計 三三 三〇 六三 九七六

◎十月中出寄留及退去者

○印は退去者

區名	雇主と氏名	出寄留又は退去年月日
後地	孫左衛門長男 天野忠平	昭和五年九月廿日
全	孫 忠雄	全
全	全 キヨ子	全
全	全 光正	全
江向	主 久志アヤコ	全
全	全 鶴吉	全
河添	馨從叔父妻 玉置廣子	廿一日
平安古町	安正弟 栗屋 惟俊	八月廿一日
浦小畑	明二母 國本タミ	九月十三日
全	弟 全 勇	全
江向	主 厚東 操	三十日
全	妻 全 ヤク	全

全	長女	久子	全
平安古町	潔長女 羽仁喜久江	全	五日
江向	戸主安弘妻 〇布村とき	全	
川島	吉郎婦 笹村 長子	全	七月十七日
中津江	喜作三女 西村ミサコ	全	九月二十日
船津	誠之婦 山田 喜代	全	六日
全	孫 全 裕	全	
河添	八郎妻 〇時藤 しな	全	八日
全	長男 〇全 善之	全	
全	母 〇全 シケ	全	
川島	主 永岡 直	全	十月一日
全	妻 全 フサコ	全	
全	長女 全 右子	全	
全	作太郎養子 林 健資	全	九月十五日
全	妻 全 サヨ	全	
全	長女 全 ミツ	全	
全	孫 全 一雄	全	
全	全 弘子	全	
全	全 文一	全	
全	全 宏	全	

全	鶴江 俊雄養女 山下 房江	全	昭男	全	
江向	庄作弟 〇村田 吉藏	全	フミ	全	十月一日
全	弟妻 〇全 源八	全	全	全	
全	甥 〇全 一久	全	全	全	
全	甥 〇全 久	全	全	全	
鶴江	戸主 金子タカコ	全	全	全	七日
難式町	俊次郎甥 本原 靖夫	全	全	全	一日
全	姪 全 美音子	全	全	全	
東田町	拾一郎四女 三島 八重	全	全	全	九月四日
金谷	戸主 〇柳井 秀六	全	全	全	十月六日
土原	政一孫 松田 正子	全	全	全	十月一日
川島	貴和母 大見 ソト	全	全	全	
奥玉江	千代松三男 井上 作一	全	全	全	十一月十一日
椿町	戸主 長村 源助	全	全	全	八日
全	妻 全 ユキ	全	全	全	
全	二女 全 フジエ	全	全	全	
全	三女 全 ミネエ	全	全	全	
松本市	壽雄孫 村上 勇	全	全	全	十三日
前小畑	京介二女 寺田 輝子	全	全	全	九月廿二日

堀内	國雄長男 〇宇津見 隆	全	十月一日
平安古町	戸主 紙屋 新一	全	九月廿七日
樽屋町	戸主 〇賀田 以武	全	十月十八日
川島	虎五郎二男 榎本 隆治	全	八日
濁淵	喜八婦 世良 壽子	全	十四日
全	孫 全 順子	全	
江向	新一三男 大田 信一	全	九月七日
平安古町	正雄叔父 中野 良吉	全	十月四日
越ヶ濱	忠吉妹 秋尾 スエ	全	二十二日
津守町	喜之介二女 〇山本 マキ	全	二十日
中津江	幾助庶子男 渡邊 一男	全	十五日
平安古町	久吉妻 鳥居キヤウ	全	九月十五日
全	養子 全 良子	全	
江向	繁五男 阿曾沼 充	全	十月廿一日
南古萩町	政義二女 波多 咲子	全	十日
浦小畑	要助二女 小池トシコ	全	廿三日
堀内	宗太長男 〇高野瀬 巽	全	廿七日
堀内	州介二男 〇山賀 武若	全	
全	俊雄四男 〇花田 一雄	全	
全	義興二男 〇根來 英夫	全	

全	妻	全	とし	全
全	長男	全	等	全
全	二男	全	涉	全
全	長女	全	郁子	全
後	コフジ妹	○今井コトメ	全十月三十一日	
全	姪	○全キヨ子	全	

◎十月中入寄留者及復歸者

川島	世帯主○藤山忠造	昭和五年九月二日	廿六日
大谷	德一長女○每田ハツノ	同	同
船津	世帯主○谷村トミ	同	卅日
東田町	世帯主△齋藤ツタ	同	十月一日
大谷	世帯主	平田マキ	同
同	孫	同	増子
同	同	同	幸子
同	同	同	幸四郎

○印は復歸の者△印は町内轉寄留の者
入寄留又は復歸年月日

◎十月中入寄留者及復歸者

[illegible]

人	員	計	一月以降の累計	前月以降の累計
賭博	1	1	22	22
詐欺横領	1	3	8	10
竊盜	1	3	9	18
機船底曳網漁業取締規則違反	5	9	34	38
狩獵法違反	1	1	1	1
飲食物防腐劑取締規則違反	1	1	1	5
住居侵入竊盜害	1	1	3	6
傷	1	1	10	12
地方競馬規則違反	1	1	1	1
失火	1	1	3	7
阿片煙販賣	1	1	1	1
銃砲火藥取締規則違反	1	1	3	3
賣藥法違反	1	1	1	1
陸軍々人服役令施行規則違反	1	1	1	4
暴力行為等處罰違反	1	1	1	2

昭和五年十月中萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

雜事

閑院宮殿下奉迎送に關し打合せ會開催

- 十一日 下田本縣保安課長は閑院宮殿下御通路下
檢分の爲め來萩
十二日 北海道朝鮮視察談を樓上に於て開く。
長門線古市驛鐵道開通式に際し町長代理と
して岡田書記參列
十三日 國府種徳氏を講師とせる時局に關する縣
主催の講演會を明倫小學校講堂に於て開催
十五日 蔬菜促成栽培講習會開催
本日より十七日迄桑園立毛品評會開催
十六日 原口第五師團長、白川前陸相來萩
十七日 萩中學校三十年記念式舉行に付林町長、
金子助役列席、閑院宮殿下奉迎の爲め林町
長大津郡川尻へ出向
十八日 閑院宮殿下、全若宮殿下十二時三十分御
成。午後四時大津郡に向はせらる。當日林
町長は特に拜謁の光榮に浴せり。
十九日 田中男爵葬儀を萩別院に於て執行、次で
蓮正寺に於て埋骨式を執行。
二十一日 長門峽發昌寺に於て田中男爵分骨納めの
式を執行、林町長入峽參列

- 二十二日 久原前遞相出發歸東
二十九日 蓮正寺に於て田中男爵追悼法會執行
海潮寺に於て發昌寺主催田中男爵追悼會執
行
三十一日 防長木炭同業組合代議員選舉委員の選舉
を町衙に於て執行。

●十月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

- 二日 人丸神社例祭に付金子助役參向
三日 堀内病院及湊澤船萩丸の機關定期檢查施
行
六日 春日神社例祭に付林町長參向
所得稅調查員及全補缺員選舉を町公會堂に
於て行ふ
軍隊宿營に付關係區長協議會開催
十一日 白山神社例祭に付岡收入役參向
町衙に於て現役兵證書交付式舉行
十三日 土原官祭招魂例祭に付岡收入役參向

大阪朝日新聞社飛行機西日本都市訪問の爲
午前十時飛來

- 十四日 椿八幡宮例祭に付林町長參向
伊藤公銅像建設委員會を町衙に於て開催
十五日 志都岐神社例祭に付林町長參向
能美萩町雇辭職に付送別茶話會開催
十六日 三見八幡宮例祭に付三村書記參向
山口縣海外通商組合協議會開催
十七日 椿東區小畑浦地先埋立竣工式舉行金子助
役列席
二十一日 林町長は町會議員三名と共に縣廳に出頭
即日歸廳
毛利元昭公爵午後零時五十八分萩驛發にて
歸防せらる
二十二日 若宮神社例祭に付中村技手參向
二十五日 多越神社例祭に付多田書記參向
二十六日 玉江神社例祭に付岡收入役參向
二十八日 阿武書記辭職に付送別茶話會開催
二十九日 萩魚市場仲買人代表者五名町長を訪問し
會談

三十日 公會堂に於て編網講習會開催

●「讀者の聲」

本雜事欄の中に「讀者の聲」という項を設け主として
萩町の公益増進に關し讀者諸君より希望せらるゝ事
項を一事項につき二十三字詰三行以内を限度とし來
る十二月號より之を掲載することゝして居ります。
匿名にても差支へありませんから振つて御投稿を御
願致します。

